

## 論 説

## 介護保障の国際比較研究における基本的な問題

三 富 紀 敬

## はじめに

社会保障や社会福祉に関する国際比較研究は、日本においても短くはない歴史を刻んでいる。介護保障に関する国際比較は、介護を巡る議論に後押しされながら日本においても盛んである。老人介護政策国際シンポジウムや老人介護に関する専門家会議が相次いで開かれ（1990年3月）、その成果が、全国社会福祉協議会社会福祉研究情報センター編『老人介護の国際比較－老人介護政策国際シンポジウム報告－』（中央法規出版、1991年）として公刊されるなど、高齢者介護を含む介護保障の国際比較は、90年代初頭に既に開始される。しかし、共同研究の成果は、国際シンポジウムなどの開催よりもやや遅く90年代末葉まで待たなければならない。代表的な業績として足立正樹編著『各国の介護保障』（法律文化社、1998年）や鬼塚信好他編著『世界の介護事情』（中央法規出版、2002年）、和田勝編著『介護保険制度の政策過程－日本・ドイツ・ルクセンブルク国際共同研究－』（東洋経済新報社、2007年）、あるいは増田雅暢編著『世界の介護保障』（法律文化社、2008年）などをあげることができる。共著の一部を介護保障の国際比較に充てる成果も確かめることができる。日本ケアワーク研究所『介護保険入門書－介護保障を支援するために－』（インデックス出版、2002年）は、その一例である。この共著は、全16章のうち第15章を「世界の介護保障とは」と題して、デンマークとドイツ及びアメリカの介護制度を扱う。福地義之助／冷水豊編著『高齢化対策の国際比較』（第一法規出版、1993年）も、同様に有益な作業である。

日本のこうした動向を国際的な視野から振り返るならば、幾つの特徴を指摘することができる。まず、介護保障の国際比較研究は、1990年代初頭以降に欧米の研究者によって先鞭がつけられる<sup>(1)</sup>。日本における実績は、これに較べるならばやや遅く90年代末葉以降に属する。さらに、比較研究の対象とする国々は、諸外国の場合に90年代の業績に限っても少なくとも7－9カ国、多くなると12－16カ国あるいは29カ国を数えるのに対して、日本においては、前掲の足立氏の編著に示されるように7カ国に止まり相対的に少ない。加えて、国際比較の項目は欧米諸国において相対的に多く、日本の業績において少ない。例えばデンマークの国立社会調査研究所（DNISR）が98年に公刊し

た成果は、ヨーロッパ7カ国を取り上げ、それぞれの国について介護の歴史をはじめ財政、サービスの供給、組織、子ども、高齢者、1984-96年の変化のあわせて7つの項目に沿った分析を加える<sup>(2)</sup>。これに対して日本の研究者による国際比較は、足立氏はもとより増田氏の編著においても殆んどどの国について4項目、なかには2項目の分析に止まる。項目の相違は、取り上げる国の数のちがいとも相俟って著書の頁数におけるそれとしても現れる。欧米で公刊された著書が300頁を越す例はもとより、500頁から600頁を数えることも珍しくない<sup>(3)</sup>。他方、日本の研究成果は、和田氏の編著(589頁)を唯一の例外として足立氏の編著(152頁)や増田氏の編著(217頁)あるいは鬼崎氏他の編著(273頁)に見るように概して少ない頁数である。和田氏の編著も全体の三分の一を越す213頁は、日本を含む3カ国の介護保険制度に関する参考資料によって占められ、国別の制度紹介を含めて国際比較に充てられる頁は、三分の二を下まわる。

これらの特徴は、介護保障の国際比較に関する研究が、日本においてやや遅くに開始されたことに由来し、集団的な作業に参加する研究者も、欧米諸国においては複数の国の研究者から構成されるのに対して、日本に関する限り専ら日本人研究者を以って構成されるという日本的な事情と無縁ではない。和田勝氏の編著には、和田氏を含む4人の日本人研究者に加えて3人の外国人の氏名が上げられ、共同研究の成果であると述べられるとはいえ、全16章の章別執筆者は明示されないことから、外国人研究者の執筆箇所は不明である。また、欧米の場合には、国際機関や国際団体が調査研究を組織して成果を世に問うのに対して、日本における研究は、大学に勤務する研究者の人的なつながりの枠内で実施される事情もある。対象とする国の数も自ずと少なからざるを得ない。

国際比較研究の進展は、政策に関わる知見を得る上でも分野を問わず望ましいことである。しかし、日本における成果を見るにつけ、介護保障の概念と政策対象及び政策手段はもとより外国文献の利用方法と言った至って基本的な事柄を含めて、些かも見過ごすわけにいかない問題を抱える作業も残念ながら認められる。足立氏と増田氏の編著に絞って問題の検討に進みたいと思う。

## 1. 介護保障システムと高齢者介護保障システムの同一視

足立氏や増田氏は、国際比較に当たって介護保障システムと高齢者介護保障システムの表現を同時に用いた上で、2つの用語とも同じ意味を表すと理解している。例えば足立氏は、「高齢者介護システムの概観」と題する第1章の第1節を「高齢者介護問題の登場」とした上で「介護システム」あるいは「介護保障システム」について述べる<sup>(4)</sup>。この章を含む全9章のうち高齢者介護システムもしくは高齢者介護保障と付けられた章はあわせて5つ、他方、介護保障と名付けられた章は4つを数える。これが、『各国の介護保障』と題する編著の章や節の構成である。増田氏も『世界の介護保障』と題する編著の序章を「高齢者介護保障システムの基本的視点」とした上で、「高齢者

介護保障システム」の必要性と課題について検討を加える。また、増田氏の編著は、序章に続く第1章以下を国別の分析に充てるが、各章の節構成を一覧するならば「高齢化の現状」や「高齢者介護政策の歴史」あるいは「高齢者介護保障システムの歴史」に続いて「介護保障システムの概要」「介護保障システムの課題と今後の方向性」の節が設けられる<sup>(5)</sup>。ちなみに増田氏の編著には、著作の題目『世界の介護保障』に相当する英語表現としてLong-term care systems in the Worldが充てられる。高齢者もしくは高齢者介護保障を表わす英単語は、ここにはない。

介護と高齢者介護あるいは介護保障と高齢者介護保障は同じ事柄であるとの両氏の理解は、少なくとも国際レベルの理解を思い起こすならば明らかに非常識である。議論の歴史を簡単にでも振り返ってみたい。介護保障の改革を巡る多くの議論が、少なくともアメリカに関する限り殆んど高齢者に焦点を当て、障がいを抱える相対的に若い年齢層をそれと意図する場合も含めて長らく排除してきたことは、残念ながら否定のできない事実である。しかし、医療保障と介護保障に関するペッパー委員会（Pepper Commission）の報告（1990年）が、障がいを抱える全ての年齢階層を視野に収めた提言を行ったことに示されるように、事情は、90年代初頭以降に州政府はもとより連邦政府や連邦議会のレベルにおいても明らかな変化を示す。障がい児や障がい者を抱える家族や関係団体の長年に亘る要望を受け入れての変化である。この事実を無視するわけにいくまい。介護保障と高齢者介護保障の同一視は、こうした歴史的な事実を目を塞ぐことになる。

増田氏の使用する英語ロングタームケアは、アメリカで生まれ、その後日本を含む世界に広がりを見せた表現である。そこで、ロングタームケアに関するアメリカ保健対人サービス省（DHHS）の定義をひも解いてみたい。保健対人サービス省は、「ロングタームケアを必要にするのは誰か」と問うた上で、以下の説明を加える。すなわち、「ロングタームケアは、日常生活上の援助を要する慢性疾患や障がいを抱えたときに必要になる。・・・ロングタームケアを必要にする多くの人は、65歳以上の年齢階層から構成されるとはいえ、いかなる年齢階層にあってもロングタームケアのサービスを必要にする。ロングタームケアを実際に受けている人の40%は、18歳以上64歳以下の年齢階層に属する成人である」<sup>(6)</sup>。ロングタームケアは、この簡潔な説明から容易に読み取ることができるように65歳以上の高齢者に限定されない。

同様の定義がこの国の学術機関の文献に示されることも、言うまでもない。増田氏の編著の第5章の筆者は、アメリカの介護保障制度の構築に向けたジョージタウン大学（Georgetown University）の研究プロジェクトの改革案を紹介することから、この研究プロジェクト（Long-Term Care Financing Project）の考え方に目を通してみよう。もとよりこの筆者は、参考文献を示すに当たって専ら日本語文献の紹介に止まり研究プロジェクトの文書を示さないものの、依拠する文書は、紹介される改革案の内容に照らすならば『ロングタームケア財政－幾つかの政策選択－』（2007年）であるに違いない。ロングタームケアのニーズを持つ者は、この研究プロジェクトに拠れば年

年齢階層別に65歳未満（42%）と65歳以上（58%、2005年）であり、前者も無視するわけにいかない程の構成比を示す（2000年にはそれぞれ37%、63%）<sup>(7)</sup>。前者の比率は、見られるように僅か5年の間に5%の上昇を示している。しかも、これらの計数は、いずれも地域に暮らす要介護者と施設に入居する要介護者の合計値に関するものである。これを地域に暮らす要介護者に絞って言えば全体の半数に近い（46.8%、介護施設入居、53.2%、1999年）。

この研究プロジェクトは、ロングタームケアの財源を構想するに当たって、まず、ロングタームケアのニーズ予測を行い、65歳以上人口の年齢階層に加えて65歳未満のニーズも視野に収める。ロングタームケアの対象が65歳以上の高齢者に止まらないことは、こうした至極基礎的な作業の手法からも伺うことができる。

特定の国に生まれた言葉が国際的な広がりを見せるとともに、受入国の歴史的あるいは文化的な事情に影響されてその意味を僅かであれ変えることも、世の常として少なくない。ロングタームケアが相応の財政支出を伴うだけに、政府による政策の選択が国ごとに異なるのではないかと考えられる。ロングタームケアの表現は、いかがであろうか。アメリカ発の用語は、その国際的な広がりとともに変容を遂げたと評することができるであろうか。慎重を期するために、イギリスで最初に刊行され、同時にアメリカとカナダでも発売された『社会政策国際百科辞典』（2006年）をひも解いてみたい。この辞典には、ロング・タームケア（Long-term care）の用語が掲載され3頁にわたる説明が施される。説明は、以下の文章に始まる。すなわち、「ロング・タームケアは、治療や対人援助あるいは社会生活上の支援を要する高齢者、高齢者よりも年齢の若い成人あるいは児童のためのサービスである」<sup>(8)</sup>。ロング・タームケアの対象とする年齢階層は、先の保健対人サービス省などの定義と全く同じように高齢者に限定されない。

増田氏の編著の第1章の末尾に用意される参考文献の欄には、イギリスの保健省のホームページのアドレスが示される（<http://www.dh.gov.uk>）。そこで、このアドレスを用いて保健省（DH）のホームページを開いてみよう。ホームページの画面が現れ、画面の右上の欄にロングタームケアを現す英単語を入力すると、保健省のロングタームケアに関する文書の一覧が示される。この中からどれでも良い。例えば表題の一部にロングタームケアと記入された文書『より良いケア、より高い基準－ロングタームケア憲章－』（1999年）に目を通してみよう。この憲章は、長期に亘る介護や支援を要する人々を対象にするサービスの改善を目的に定められた文書であり、憲章の冒頭に明記されるように「老齢や長期の疾病あるいは障がいに伴う困難を抱える18歳以上のイングランド在住者、及びこうした環境下に置かれた人々の援助に当る介護者」<sup>(9)</sup>を対象にする。この文書の概要版は、『より良いケア、より高い基準－ロングタームケア憲章、利用者と介護者のための概要－』（1999年）と題して公開される。イングランドの自治体に出された通達「より良いケア、より高い基準」（2001年3月1日、2002年3月1日改定）も、言うまでもないことながら99年の文書と同じ理解である。

ロングタームケアは、してみるとイギリスの保健省によってもアメリカと同じ理解が加えられ行政文書に示される。ロングタームケアが、高齢者介護あるいは高齢者介護保障よりも幅広い年齢階層を念頭に置くことは、参考文献の末尾に示されたアドレスに従ってホームページをひも解き、関係する中央官庁の見解に目をやるだけでも明らかになるのである。にもかかわらず参考文献の末尾に示すホームページの内容とは明らかに異なる理解をもとに、何の注釈も付け加えることなく外国事情を紹介するとは、いかがなものであろうか。

第1章の末尾に示される参考文献を手にとって、同じ知見を得ることができる。例えば保健省が議会に提出した報告書『社会サービスの現代化－自立の促進、保護の改善、諸基準の引き上げ－』（1998年）が、参考文献の一つに示される。正当な目配りである。この文書は、コミュニティケア改革と題して「ロングタームケアを必要にする人々に対する社会サービスの責任は、1993年4月以降に本格的な広がりを見せた」<sup>(10)</sup>と述べる。報告書は、その上でロングタームケアを必要にする人々として介護施設入居はもとより地域に暮らす高齢者、身体障がい者、知的障がい者、薬物依存者やアルコール乱用者などを上げる。ロングタームケアがひとり高齢者に止まらないことは、この報告書を通して自ずと明らかである。薬物依存者などを政策対象として視野に収める動きは、イギリスにおいても比較的新しい。ロングタームケアを高齢者介護と同義であると理解するならば、こうした新しい動きを視野の外に放り出すことになる。

ロングタームケアと高齢者介護とを同一視しない立場は、フランスやカナダ、ドイツ、オランダ、スイス、デンマーク、スウェーデンあるいはスロヴァキアにも確かめることができる。ヨーロッパ4カ国（ドイツ、スペイン、イタリア、イギリス）のロングタームケアに関する共同研究の成果としてヨーロッパ委員会に提出された報告書、あるいは同じく7カ国（オーストリア、ベルギー、フランス、スペイン、ドイツ、スウェーデン、イギリス）のロングタームケアに関する研究成果も、全く同じ理解を加える<sup>(11)</sup>。これらのうちロングタームケアのフランス語表現 *les soins de longue duree, les soins au long cours* を事例として示すならば、この用語も専ら高齢者を念頭に置くわけではない。

もとよりロングタームケアの意味について『社会政策国際百科辞典』などをひも解くまでもない。英語の表現 *Long-term care* をパーソナル・コンピューターに入力してウィキペディアの解説を開くと、アメリカの保健対人サービス省などの定義と全く同じように要介護者の年齢階層を高齢者に特定していない。この方法が比較研究を行う上で適切であるか否かはともかく、至極簡単かつ正確に知り得ることは、確かである。

こうして見ると足立氏や増田氏による介護と高齢者介護あるいは介護保障と高齢者介護保障の同一視は、両者を区別して扱う広く国際的な常識とは異なるといわなければならない。

国際的な常識を知る機会が、増田氏等になかったわけではない。増田氏は、その編著の序章「高

「高齢者介護保障システムの基本的視点」の執筆に当たって、経済協力開発機構（OECD）の報告書（2005年、邦訳、2006年）を使用する。この序章は増田氏自身の担当である。この報告書は、原書名（Long-term care for older people）に示されるようにロングタームケアのうち高齢者に対象を絞りながら分析を施したものである。ロングタームケアが高齢者に止まることなく幅広い年齢階層を対象にする表現であるとの理解があればこそ、付けられた書名である。高齢者はもとより広く障がい者や障がい児のロングタームケアを扱うならば、報告書の題名からはオールダーピープル（older people）の語句は消されていたであろう。この報告書を参考文献の一つに利用しているならば、介護と高齢者介護あるいは介護保障と高齢者介護保障の相違について知る機会さえなかったとは、言えないであろう。邦訳を見る限りでも「後期高齢者の増加のみが、介護に対する需要を高めているというのではない」<sup>(12)</sup>などの叙述に示されるように、経済協力開発機構の報告書は、介護と高齢者介護とを同一視していない。知る機会は、自ら選び取った参考文献を通して目の前に存在したはずである。

同じことは、足立氏にも指摘される。足立氏は、介護施設入居者と在宅サービス受給者の比率に関する国別の計数を経済協力開発機構の文献、すなわち、『認知症高齢者の介護－諸政策の展開－』（96年）から引用する。この文献には、専門用語の定義が冒頭に示される。17の用語の一つとしてロングタームケアが用意され、簡潔な定義が与えられる。ロングタームケアは、この定義に従えば専ら高齢者を対象にするわけではない。高齢者に絞り込む叙述は、些かもない。してみると足立氏は、この定義を見落とした、もしくは誤解のままに文献を利用したことになる。

増田氏の編著の第1章は、イギリスの検討に充てられる。第1章の筆者は、第3節「高齢者介護保障システムの概要」と題して「介護憲章」を紹介し、この憲章の英語表現が、The Long Term Care Charterであると明示する。ちなみに自治体は、ロングタームケア・チャーターと命名せずにコミュニティケア・チャーター（Community care charter, Charter for community care）と名付けた政策文書を公表する場合は、拙稿「イギリスの在宅介護者関係文庫一覧（1）－（13・完）」（静岡大学『経済研究』3巻4号、1999年2月－7巻1号、2002年7月）に紹介するように遥かに多い。ロングタームケアが、施設介護から地域における介護、正確に言えば地域による介護へと変化してきた動きを受けてのことである。ロングタームケア・チャーターとコミュニティケア・チャーターの目的は、こうした歴史的な変化に対応して全く同じであり、内容の上でも重なり合う。イギリスのこうした事情を考えるならば、介護憲章に相当する英語表現をロングタームケア・チャーターに止めることなく、コミュニティケア・チャーターの表記も加えるべきではなかったか、と考える。

そこで、これらのコミュニティケア・チャーターあるいはロングタームケア・チャーターを実際に手に取るならば、直ちに理解されるように要介護者に関する限り専ら高齢者を念頭に置く政策文書ではない。自治体によってやや異なるとはいえ、政策対象を狭く定める場合でさえ18歳以上の年

年齢階層についてであり、殆どどの自治体が身体障がいよりもより知的障がい、精神障がい及び高齢などに由来する日常生活上の援助を要する者を対象に定めることにも示されるように、いずれにあっても要介護者の年齢階層を高齢者層に限定していない。100を優に超すコミュニティケア・チャーターとロングタームケア・チャーターを手にした者の一人としての筆者の理解である。屋上屋を重ねるようではあるが、政府はもとより地方自治体や地方保健局の関係する政策文書を一見するならば、直ちに理解される事柄である。三桁の文書に目を通す必要はない。ほんの2-3の文書を手にするだけでも良い。どれを取っても高齢者に対象を絞り込む文書ではない。しかし、文書の通例冒頭に示されるロングタームケアあるいはコミュニティケアの対象規定は見落とされ、それが、高齢者介護保障と同義であるとの理解がここにも貫かれる。なぜそうした見落としが繰り返されるのであろうか。ロングタームケア・チャーターを実際に手に取ったにもかかわらず見落としとしたとすれば、介護と高齢者介護あるいは介護保障と高齢者介護保障を同義であると固く信じ込めばこそではないであろうか。

同一視は、見過ごすわけにいかない問題を伴う。すなわち、『各国の介護保障』あるいは『世界の介護保障』と題する研究成果であるにも拘らず、そこで取り扱われるのは、専らもしくは殆ど高齢者介護に限定され、高齢者と同じようにロングタームケアの対象であるはずの障がい者や障がい児が、視野の外になんの断りもなく放り出されるのである。

同一視は、外国文献の誤読をも招き寄せる。足立氏の編著『各国の介護保障』の第2章は、「イギリスの高齢者介護システム」と題する。第2章の筆者は、この章の第1節でコミュニティケアの歴史を振り返りながら、『グリフィス報告』（1988年）の少なくない影響に言及する。『グリフィス報告』が、2年後の90年に制定されるコミュニティケア法として実を結んだことを改めて思い起こすならば、言及は正当である。筆者は、これに続いて「高齢者介護システムの概要」と題する項を設けて専ら高齢者介護に検討を加える。しかし、こうした章や項の構成では、『グリフィス報告』がコミュニティケアの推進を専ら高齢者階層に絞り込んでいるかのように理解されかねない。事実は、明らかに異なる。『グリフィス報告』を手に取ってみるが良い。この報告は、少なくとも要介護者に関する限り高齢者に止まらず「精神疾患、知的障がいあるいは身体障がい」<sup>(13)</sup>を抱える成人を対象にコミュニティケアの展開について提言する。コミュニティケアは、要介護者の年齢階層や障がいの形態に関わりなく展開される。これは、『グリフィス報告』の公刊に先立つ時期から長い歴史を刻んだ事柄である。イギリスの在宅ケアは、マーガレット・デクスター（Margaret Dexter）などが明らかにした<sup>(14)</sup>ように妊婦を対象に開始されたこと、あるいは、第2次大戦後にコミュニティケア政策が展開され始めた当初の事情と無縁ではない。コミュニティケアが地域における高齢者へのケアと同義でないことは、その後も変わらない。

第2章の筆者は、『グリフィス報告』に続いて議会への報告書『国民のケア—今後10年およびそ

れ以降の『コミュニティ・ケア』（1989年）にも言及する。「高齢者介護システムの概要」と題する項に先立ってである。しかし、議会に提出されたこの報告書も、コミュニティケアの対象を要介護者に限る場合でさえ専ら高齢者に絞り込んではいない。コミュニティケアは、老齢をはじめ精神疾患、知的障がい、身体障がい、あるいは知覚障がいを抱える人々の地域における可能な限りの自立的な生活に向けた支援である、と述べる<sup>(15)</sup>。文書の冒頭に示される叙述である。内容に照らすとき、『グリフィス報告』と変わりのない理解である。議会への報告書が、その成り立ちに即して言えば『グリフィス報告』を受けて作成されたことから、当然と言えば当然の理解である。

誤った紹介は、増田氏の編著にも認められる。第1章の筆者は、4つの節のうち第1-3節の主題を高齢化もしくは高齢者介護と銘打ちながら、最後の第4節についてのみ介護保障と主題を改め、そこにおいて「介護問題について諮問を受けた『介護に関する王立委員会』（1997年）」の提言について紹介する<sup>(16)</sup>。しかし、この委員会は、報告書の冒頭に示される<sup>(17)</sup>ように高齢者のロングタームケア（long-term care for elderly people）に関する検討を委ねられたものであって、障がい者や障がい児を含む介護保障の検討を主な目的にするものではない。これは、報告書の主題 With Respect to old age からも容易に読み取ることができる。委員会の設立趣旨と報告書の内容に正確な理解を加えるならば、第1章の筆者は、第4節の主題を取って介護保障と題することもなかったのである。第1-3節と全く同じように高齢者介護と銘打たなければなるまい。それでは「イギリスの介護保障」と付けた第1章の主題にそぐわないと判断をするならば、せめて介護に関する王立委員会の設立趣旨と提言の内容について簡単にでも正確な紹介を心がけるべきであろう。

なぜ不十分な紹介が行われるのであろうか。第1章の筆者は、5つの英語文献を参考文献に示しはするものの、この中に介護に関する王立委員会の報告書は含まれない。5冊の参考文献に目を通してみると、王立委員会の報告書に関する簡単な紹介を確かめることができる。一例をあげよう。キングス・ファンド（King's Fund）から刊行された報告書（2006年）には、王立委員会の報告書について12行に亘る紹介が施される。しかし、紹介は、提言の内容に関してなされる限りであって、王立委員会の設立趣旨に関する説明は加えられていない。キングス・ファンドから刊行の報告書の目的に照らす限り、不十分な紹介であるとは言えず、何ら問題のない説明であると評することができよう。第1章の筆者は、参考文献として掲げる5冊に依拠するばかりで、王立委員会の報告書に実際に目を通していないことから、不十分な紹介に終わらざるを得ないのである。

ある用語を広く共通に理解される内容と異なる意味において敢えて使用するとすれば、然るべき説明を加えなければなるまい。まして国際比較と言うに値する作業を行おうとするならば、そうした説明は必須の事柄である。幾度かの共同研究会への参加と報告はもとより実に多大な労力を費やしたに違いない研究の成果も、そうした手続きを経ることなしには正確には理解し難い。研究者の期待に反して、むしろ誤った理解さえ広げることを通して混乱さえ招き寄せる。残念なことに足立



氏や増田氏を代表者にする2つの編著は、最低限の説明すら施していない。介護と高齢者介護あるいは介護保障と高齢者介護保障を同一視する結果である。両者を明確に区別する経済協力開発機構の報告書を参考文献として利用しながらのことであるならば、経済協力開発機構にとっても甚だ迷惑なことではなからうか。経済協力開発機構が、20世紀末葉から21世紀にかけて体系的な調査研究を継続的に重ねながら新しく貴重な知見を提供するだけに、何とも残念なことである。これは、イギリスの良く知られる文書に対する誤った理解にも指摘される。既に述べたごときいかにも不正確な読み取り、しかも、研究者による誤った読み取りをイギリスの関係者が知ったならば、どのような表情を見せるであろうか。関係する文献を直接に手に取りながらの紹介ではなく、孫引きに依拠する手法に胡坐をかく対応と併せて、日本の研究者の信頼に関わる事柄である。

## 2. 現金給付への着目と多様な介護者支援への無関心

足立氏や増田氏の2冊の編著は、介護者に直接に給付される手当や要介護者を通して介護者に支給される手当など、いずれも現金給付について紹介をするとはいえ、これを除く実に多様な介護者支援政策に言及しない。しかし、これは、国際的に共通の理解に照らすならば特異な態度である。ヨーク大学（The University of York）の社会政策研究機構（SPRU）の調査研究『介護保障の改革－他の諸国の教訓－』（2009年）は、表題に示されるように介護保障の国際比較に関する最近の代表的な成果の一つである。この報告書は、ドイツを始めとする5カ国（オランダ、デンマーク、オーストラリア、日本）の介護保障を調べるに当たって無償の介護を位置付けた上で、現金給付はもとよりレスパイトケアなどの介護者支援の動向に検討を加える。介護者への支援を現金給付に絞り込む態度は、報告書に認められない。ヨーク大学の研究チームと同様の立場は、日本国内に限っても松本勝明他『介護者の確保育成策に関する国際比較研究－平成19年度総括・分担研究報告書－』（厚生労働科学研究費補助金、2008年）にも確かめることができる。足立氏や増田氏の2冊の編著の理解と異なることは、言うまでもない。

足立氏や増田氏は、「施設介護に比べて在宅介護が、しかも、社会サービスに比べて家族介護がきわめて大きな役割を果たしてきた」<sup>(18)</sup> などとして、無償の介護労働の大きな役割について指摘する。この言及は、介護者手当などが「家族等の労苦にたいする報酬になったり・・・」、あるいは、無償の介護労働の経済的な評価が必要である<sup>(19)</sup> と理解すればこそ下された評価であり、諸外国の制度に関する紹介として、この限りにおいて正確である。また、イギリスの研究者が指摘するように社会政策は歴史的にロングタームケアの公的な制度に関心を払いこそすれ、ロングタームケアの大部分を担い続ける介護者に無頓着であったとの実に率直な反省、あるいは、スウェーデンの研究者はもとより政府も認めるように90年代中葉以降における無償の介護労働の役割の増加など<sup>(20)</sup> に

照らしても、もっともな言及である。しかし、正当な営みは、残念なことにこの限りである。

足立氏や増田氏は、以下のような理解に止まる。すなわち、欧米の介護保障あるいは高齢者介護保障は、介護者に関する限り介護者手当などの金銭給付、せいぜいのところドイツの介護保険に用意される年金や労働災害補償の限りに過ぎない。だからこそ、両氏は、介護者手当などの現金給付に言及こそすれ、他の多様な介護者支援策に一言たりとも触れない。まして欧米諸国はもとより国際レベルにおいても広く使用される介護者への支援（Caring for carers, Caring for caregivers, l'Aide aux aidants familiaux, Aider les aidants）との表現を、紹介することはない。

足立氏の編著の第2章を担当する筆者が、『グリフィス報告』を視野に収めることについては、既に述べた。しかし、この筆者は、『グリフィス報告』における介護者支援への言及を完全に見落とす。公的なサービスは、『グリフィス報告』によればニーズを持つ人々に提供されるサービスのごく僅かを占めるに過ぎないのであって、ケアの大部分は介護者に担われると指摘し、だからこそ介護者への支援を公的部門として何よりも大切にしなければならない、と提言する<sup>(21)</sup>。

議会への報告『国民のケア—今後10年およびそれ以降のコミュニティ・ケア—』への第2章の筆者による言及も、全く同じ問題を抱える。この報告書は、介護者の貢献を高く評価する。同時に、多くの介護者が十分な支援を受けないことから、多大な犠牲を払っているとして、介護者に対する支援の重要性について提起する<sup>(22)</sup>。介護者に対する支援なしには介護者の供給源も枯渇することから、巡り巡って公的な財政負担も拡大するのではないかとの問題関心からの提案である。

増田氏の編著の第1章は、既に前節に述べたようにイギリスの分析に充てられる。その筆者は、介護に関する王立委員会の提言に触れる。しかし、紹介は、専らホテルコストや食費を除くケア費用の扱いの限りであって、介護者支援の拡充に関する提言に関する限り一言なりとも触れない。この提言が報告書の重要な柱をなすことは、報告書の目次や提言の要約に目を通すだけでも直ちに理解される。この報告書には、3冊の調査研究報告書が添えられるが、このうちの第3巻は、『コミュニティケアと無償の介護』と題され、第1部「介護の影響に関する評価」と第2部「要介護高齢者を看る介護者のための政策選択」から構成されるように介護者と介護者支援に充てられる<sup>(23)</sup>。同じく『介護保障政策を取り巻く環境』と題する第1巻の第6章「国際的な経験の教えること」は、諸外国における後期高齢者や高齢世帯の増加、あるいは介護サービスの提供と併せて介護者の役割と介護者支援の動向について紹介する。これらも介護者支援が、報告書の重要な柱をなすことの例証である。1960年代後半からの歴史を記録するこの国の介護者支援が、労働党政府のもとで新しい理念を盛り込みながら拡充されたことは、良く知られる。介護に関する王立委員会の提言は、そうした拠り所の一つをなすのである。

第1章の筆者は、一貫した立場を堅持する。保健省の議会への報告書『私たちの健康、私たちの介護、私たちの発言—コミュニティケア・サービスの新しい方向性—』（2006年）を参考文献の一

つとして章の末尾に示す。誠に正統な目配りである。しかし、この報告書には、要介護者向けのサービスの改善に関する提案とあわせて介護者支援の拡充に向けた提言が示される<sup>(24)</sup>にも拘らず、この筆者は、介護者支援の拡充に関する提言について見落としている。

もとより第1章の筆者は、介護者立法に以下のように触れる。「これまで政府は・・・介護者に対して介護者手当（・・・）を支給してきたが、このような所得保障のほかに、2005年介護者〈機会均等〉法によって、・・・アセスメントや支援を行うよう義務付ける規定が設けられた」<sup>(25)</sup>。しかし、介護者のアセスメントの法的な拠り所は、2005年まで待たなければならなかったわけではない。介護者への支援は、1967年の年金保険料の支払い猶予措置や76年に始まる介護者手当などの所得補償の諸措置をひとまず除いても、障がい者のサービスと諮問及び代表性に関する1986年法を画期にする。さらに、介護者に関する単独立法は、介護者の承認とサービスに関する1995年法に始まる。介護者を直接の対象にするアセスメント請求権は、指摘される2005年よりも10年早い95年法の所産である。しかも、介護者の機会均等に関する法律は、介護者と障がい児に関する2000年法を経て、その5年後ではなく、4年後の2004年に制度化される。拙著『イギリスのコミュニティケアと介護者－介護者支援の国際的展開－』（ミネルヴァ書房、2008年）に述べた通りである。介護者支援の歴史に関する複数の明らかな事実誤認は、介護に関する王立委員会の提言に関する不正確な理解、すなわち、介護者支援の拡充に関する提言の無視と無関係ではあるまい。

増田氏の編著の第5章は、アメリカの介護保障の分析に充てられる。この筆者が、ジョージタウン大学の研究プロジェクトの改革案を紹介していたことについては、既に述べた。研究プロジェクトは、ロングタームケアの財源を構想するに当たってサービス給付の形態と範囲について予め確定する。これに拠れば調理や買い物などの家事援助、あるいは入浴や衣服の着脱などの身体介護、これらのいずれも要介護者を給付対象にするサービスに加えて、介護者を直接の対象にするレスパイトケアも給付の形態として示す<sup>(26)</sup>。この整理は、ひとりジョージタウン大学の研究プロジェクトだけが採用する手法ではない。してみると、アメリカではロングタームケアと言う場合には、隣国のカナダやヨーロッパの国々と同じように要介護者に止まらず介護者を直接の対象にするサービスも含むのである。しかし、第5章の筆者は、このような考え方が示される文献に依拠して研究プロジェクトの提言を2頁にわたって紹介するにも拘らず、そこに明記される介護者支援について一言なりとも触れようとしなない。

介護者への支援は、ジョージタウン大学の文献にも示されるようにひとりイギリスに止まるわけではない。介護者に対する支援が多岐に亘ることはもとより、実に多くの国々に採用される(表1)。表中の支援策は、ヨーロッパ以外のアメリカやカナダ、オーストラリアやニュージーランドにも確かめることができる。しかも、介護者手当などの経済的な補償に限ってさえ、スウェーデンやオランダ、イタリア、オーストリアにも表に示すように制度として存在するにもかかわらず、足立氏はもとよ

り増田氏の編著も、挙って紹介していない。スウェーデンをはじめとする4カ国を研究対象として取り上げ、それぞれに独自の章を設けて家族の役割がいかに大きいと認めるにも関わらずである。

さらに、フランスについては増田氏の編著が、第2章を「フランスの介護保障」と題して独自の章を設けるにもかかわらず、介護者に対する支援はもとより無償の介護の役割についてさえ一言なりとも言及しない。この国における介護者支援の制度化は、政府の報告書も率直に認める<sup>(27)</sup>ようにイギリスやオランダに較べるならばやや遅いとはいえ、介護者支援が制度化されていないわけではない。フランスの国名は、前出の表にも7カ所示される。介護保障に関するフランスの至極基本的な文献<sup>(28)</sup>を手にするだけでも、多様な支援策について知ることができる。もとより第2章の筆者は、これらを参考文献に上げていない。ならば、この筆者が、章の末尾に参考文献として示すフランス語の文献を手取るだけでもよい。例えばこの筆者は、冒頭に『要介護高齢者』（2005年）と題する報告書を示す。そこで、この報告書に目を通してみよう。報告書は、「家族的連帯の制約」と題して介護者支援に相応しい措置の遅れを指摘し介護者の規模と構成に言及した上で、要介護高齢者の増加と女性の労働力化などのもで家族による高齢者介護への対応の困難性について指摘する。さらに、ドイツとスウェーデン及びイギリスの高齢者介護保障について簡単に述べた上で、3カ国における介護者支援の諸政策を紹介する<sup>(29)</sup>。自国における介護者支援の拡充を念頭に置いて手掛けられた調査研究の成果である。このように第2章の筆者が参考文献として読者に示すうちの僅か一つに目を通すだけでも、フランス政府が、介護者を直接の対象にする支援策を視野に収めていると知ることができる。紹介される介護者支援の諸手段が経済的な補償に止まらないことは、言うまでもない。

また、増田氏の編著の第5章を担当する筆者は、アメリカにおける家族の役割も大きいと、介護における家族の位置を先のヨーロッパ4カ国と同じように正當に認めながら、アメリカの介護者支援政策に一言も触れていない。この筆者は、参考文献を幾つか示しながら残念なことに英語文献の一つも加えていない。このために第2章について行ったと同じ手法に沿う内在的な検討を加えるわけにいかない。ちなみにアメリカの高齢者協会（ASA）は、介護者に対する包括的な支援策がロングタームケアの一環でなければならない、と経済協力開発機構の報告書に同じ見解を90年代中葉に示す<sup>(30)</sup>。この見解が、その後のアメリカにおける介護者支援の展開に積極的な影響を及ぼしたことは、言うまでもない。

表1 ヨーロッパ連合加盟25カ国における介護者支援の諸方法

	支援の方法（方法を採用する国）
介護者の諸権利の法的認知	介護者立法による公式の認知（イギリス、フィンランド） 介護者憲章の制定（アイルランド、イギリス）

情報提供、助言及び情緒面の支援	地域の介護者支援センターによる支援（オランダ、イギリス） カウンセリングを含めて医療職員と介護者との連携（ギリシャ、イギリス）
介護者団体による支援	介護者の全国団体による支援と政策提言（アイルランド、イギリス、オランダ、フィンランド、フランス、スウェーデン）
経済的な支援	① 所得補償；福祉の手当（アイルランド、イギリス、フランス） 賃金（フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク） ② 支出補てん；所得税控除（イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、ギリシャ、イタリア、オランダ、スペイン、フィンランド） 介護者への手当（オーストリア、ベルギー、チェコ、フランス、ハンガリー、アイルランド、マルタ、ポーランド、スペイン、ポルトガル、スロベニア） 高齢者を介した介護サービス提供者への支払い（オランダ、ドイツ、ルクセンブルク） ③ 時間補償；有給のレスパイトケア（オランダ、ドイツ） 介護から離れる（フィンランド）
訓練と教育	介護者対象の訓練・教育水準の保証（オーストリア、イギリス） 病院による介護者向け訓練事業（スペイン、イギリス）
介護者グループの運営と支援	アルツハイマー疾患患者と介護者のためのコーヒータム（オランダ） 介護者グループの支援（ドイツ、イギリス、アイルランド、フランス）
休息と休暇（レスパイトケア）	週単位の介護から離れるための休暇（フィンランド） 介護負担軽減のための住宅サービス（オランダ） 施設介護、デイケアの提供による休息と休暇（スウェーデン） その他（オーストリア、フランス、ベルギー、ブルガリア、ハンガリー、アイルランド、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、イタリア、オランダ、ポーランド、スロベニア、イギリス、スウェーデン、ノルウェー）
カウンセリング	カウンセリング（ドイツ、イギリス、スウェーデン、デンマーク、オランダ）
レクリエーション 他の支援	介護者の健康診断（スウェーデン、イギリス） アラーム購入費用の補助（スウェーデン、イギリス） 苦情申し立て手続きに関する情報の提供（スウェーデン、イギリス）
住宅の改修、情報 処理関係支援	住宅の改修、情報機器の提供（オランダ、イタリア、フィンランド、ドイツ、イギリス、フランス）

(資料) Eurocarers, The Contribution of carers to long-term care, especially for older people, Eurocarers, 2008, p.7.拙著『イギリスのコミュニティケアと介護者－介護者支援の国際的展開－』（ミネルヴァ書房、2008年）をもとに付け加えた国もある。但し、老齢年金や地方税あるいは仕事を持つ介護者向けの雇用関係支援に関する項目は起こされていないが、そのままにしてある。白梅学園大学 白梅学園短期大学 教育・福祉研究センター『第7回白梅介護福祉セミナー 今、求められる家族介護者支援』2009年2月1日に所収の筆者報告資料、14頁から転載。

こうした研究では、欧米諸国の介護保障あるいは高齢者介護保障に関する正確な紹介や分析と言えるであろうか。主題に迫る上で必須の文献の幾つかを参考文献として視野に収めるだけに、何とも残念である。参考文献の内容に関する正確な理解さえも欠くだけに、外国研究を生業にする者の基本的な資質にさえ関わると評すれば、やや言い過ぎであろうか。

### 3. 経済協力開発機構の文献の利用と多様な介護者支援政策の無視

足立氏と増田氏は、経済協力開発機構の『認知症高齢者の介護』（1996年）や『高齢者介護』（2005年、邦訳、2006年）を参考文献として利用する。2つの報告書は、介護保障の国際比較に当っては必須の文献であることから、もっともな目配りであると評することができる。しかし、2冊の参考文献の利用には、著しい偏りが見られる。なんとすれば両氏は、介護者に対する支援に関する限り2冊の報告書の中から、介護者手当などの経済的な補償に関する記述だけに目を配るにすぎないからである<sup>(31)</sup>。

足立氏や増田氏の編著による目配りは、正しいと評することができるであろうか。2冊の文献の理論的な見地が、介護者に対する支援、すなわち介護者への経済的な補償と理解するに止まるのであれば、編著の読み取りは正しい。しかし、経済的な補償に加えて多様な支援策を包括的に把握し紹介しているのであるならば、編著の理解は正確さに欠ける。答えは、後者である。

『認知症高齢者の介護－諸政策の展開－』（96年）は、第1部と第2部から構成され、このうち第1部は、第1章政策的な文脈、第2章ロングタームケア政策の発展、第3章ロングタームケアの定め、第4章在宅介護サービスの諸問題、第5章無償介護の諸問題、第6章施設介護の将来、これら6つの章からなる。介護者と介護者支援政策を扱う第5章には、介護者支援の政策領域として経済的な補償とサービス給付、仕事を持つ介護者を対象にする雇用関係の支援策、以上の3つが示される。また、『高齢者のためのロングタームケア』（2005年）と題され、邦訳では『高齢者介護』（2006年）と訳出され刊行された報告書は、「介護者支援のサービス」と題する項目を設けた上で、「多くの国々が家族介護者を支援するための諸施策を展開している」<sup>(32)</sup>との評価を与える。19カ国の国別報告を踏まえた上でのもっともな評価である。報告書は、介護者支援の方法としてレスパイトケアをはじめカウンセリングや助言、年金受給の権利などをあげる。先の表に示す諸方法と重なり合う内容である。介護者支援の方法は、見られるように経済的な補償に止まらない。

経済協力開発機構の2冊の報告書の章別構成や記述内容に即して考えるならば、言うところの介護保障は、要介護者を対象にするサービスや所得補償とともに介護者を直接の給付対象とする施策から構成される。しかも、このうち後者は、介護者手当などの経済的な補償に限定されるわけではなく、複数の領域にまたがる。これは、経済協力開発機構の他の報告書にも認められる<sup>(33)</sup>ことから、この国際機関の揺るぎない見地に他ならないと評することができる。しかし、足立氏や増田氏の編著は、経済協力開発機構の報告書を参考文献として選び取りながら、経済協力開発機構の示す内容を正確に紹介するわけではない。あるいは、正確に踏まえて分析を加えるわけではない。その理由は、いささかも示されていない。これでは、報告書の正当な利用と言えないばかりか、諸外国の介

護保障あるいは高齢者介護保障に関する正確な分析と評するわけにいかない。

増田氏は、多様な介護者支援のうち何故に経済的な補償に関心を集中するのであろうか。その訳を好意的に評価するとすれば、日本における介護保険制度の導入に際してなされた議論への反省である。増田氏は、自ら執筆した編著の終章「日本・ドイツ・韓国の介護保険制度の比較考察」において、以下のように述べる。情緒的な反発などから「家族介護者の立場に立った議論が不十分であったことである」。ドイツの経験の教えるところに従うならば介護手当を制度化し、これによって「結果的に保険財政の負担増大を抑制する効果」<sup>(34)</sup>が期待される。

しかし、この議論は、幾つかの問題を孕む。第1に、介護者を直接の対象にする多様な支援策が、諸外国の介護保障の一環として広く制度化されているにも拘らず、これを経済的な補償に絞り込むことは、少なくとも『世界の介護保障』と題する編著における紹介として適切さを欠く。あるいは、国際的な制度や経験から学び取ると言いながら、議論の実際に即して検討するならば、そうした実績は薄い。国際的な視野から検討すると言説を好意的に評したとしても、それは、ドイツの介護手当制度の財政効果に止まる。国際的な経験はドイツ一国に止まるわけではない。しかも、介護者に対する支援は、経済的な補償に止まるわけでもない。例えばアメリカにおける介護者支援は、経済的な支援に始まる。しかし、この国の介護者はレスパイトケアこそ最も重要なニーズであるとして、その制度化を要求し、他の欧米諸国に較べて遅れを記録するとはいえ、レスパイトケアの制度化が行われる。

第2に、介護手当に評価を加えようとするならば、事柄の重要性に鑑みてひとりドイツの経験を視野に収める限りでよしとするわけにいくまい。増田氏の編著は、第5章にアメリカの介護保障を扱うにも拘らず、この国の現金給付制度を巡る議論を視野に収めていない。アメリカにおける経済的な補償は、所得税制度に加えて現金給付の制度もある。要介護者とその家族は、介護サービスの担い手を選択することができる他に、現金給付を選び取った上で、これを原資に介護サービスとその担い手を自ら設計することができる。この制度は、歴史的には障がい者運動の中から提起され、消費者の自己決定を介護の場面においても尊重して然るべきではないかとの考えを拠り所にする。ここに言う担い手には、ケアワーカーはもとより無償で介護を担ってきた介護者も含まれる。要介護者とその家族の実際の経験に即するとき、ケアワーカーではなく介護者が、新たに現金給付に支えられながらサービスを担う場合が多い。第5章の筆者が、そもそも現金給付の制度自体はもとより制度を巡る議論を紹介していないことから、編者としての増田氏も視野に収めようがなかったのではないかと推察される。しかし、国際的な視野から検討すると言い、しかも、アメリカにおける現金給付の歴史は四半世紀を優に超し、ヨーロッパ諸国に限っても1988年と比較的新しい制度化のドイツに較べて遥かに長い歴史を記録することから膨大な調査研究の成果を誇るだけに、いかにも不十分な目配りであることは確かである。

第3に、日本における介護保険の制度化に際して少なくない影響を及ぼした議論、増田氏の表現を借りて言えば「情緒的な反発」、すなわち、介護手当の制度化が「介護の社会化」を遅らせ女性の非労働力化を招くのではないかとの懸念に対する内在的な批判が、加えられないままに提案がおこなわれる。経済的な補償は、経済協力開発機構の報告書が的確に指摘するように、介護者の選択と自己決定を促進することはあれ、女性の労働力率の引き下げ効果を持つわけではない<sup>(35)</sup>。しかし、増田氏のように、経済的な補償と女性の労働力率との関係について然るべき説明を施さないままに介護手当の制度化を主張する限り、再び言うところの「情緒的な反発」が繰り返されることになる。こうした繰り返しは、増田氏も望むところではないであろう。しかも、増田氏の主な関心は、既に引用したように「保険財政の負担増大を抑制する効果」に置かれ、介護者の選択ではない。介護者の選択は、従属的な位置に置かれる。これが、はたして「家族介護者の立場に立った議論」であるかどうか、甚だ疑わしい。介護手当や現金給付を専ら財政負担の抑制の視点から評価する議論がドイツやアメリカに皆無であり、要介護者はもとより介護者の多様な負担との関わりを重視しながら評価を下している実に多くの調査研究の成果を思い起こすならば、増田氏の議論は、国際的にみていかにも特異であることも申し添えたい。

第4に、増田氏は、介護保険制度の「今後の制度見直しの参考になる」との考えから、ドイツでは「…介護手当ばかりでなく、家族介護を支援する他の施策も組み合わせられていることである。…わが国においても介護手当のみの議論にとらわれるのではなく、…総合的に議論する必要があるだろう」<sup>(36)</sup>と、2003年に刊行の著書の中で述べたことがある。言うところの「他の施策」とは、介護者に休暇の機会を用意すること等であり、介護保険の制度化を巡る議論のなかで労働法研究者によって既に紹介されてきた内容である。問題は、「介護手当のみの議論にとらわれる」ことを批判しながら、僅か5年後に刊行の編著においては、自ら視野を狭め「総合的に議論する必要」性を忘却の彼方に追いやることである。「情緒的なレベル」あるいは「情緒的ともいべきある種の思い込みによる議論」などの表現まで用いながら他者に寄せた強い批判は、そのまま増田氏への批判として振り向けられるのではあるまいか。

最後に、家族介護者との表現は、80年代初頭から今日まで欧米諸国において広く蓄積されてきた介護者研究の成果に照らして考えるならば、明らかに問題を含む。家族介護あるいは家族介護者との表現は、誤った印象を与える。なんとすれば家族構成員による介護役割の分担は、至って稀である。それは、通常のところ1人に担われ、要介護者の母親や娘、妻あるいは孫娘の担うところである。だからこそ、以下のような状況さえも生まれる。すなわち、「1人の女性は、自分の母親を一日中介護するようになってから、自分の夫と子供達と同じ家に住んでいるにもかかわらず、一緒に過ごす時間がなくなってしまった…」<sup>(37)</sup>。この経験は、ひとりアメリカばかりでなく各国の介護者によって広く共有される。増田氏による表現は、短くはない研究史を視野に収めるならば、当然



のこととして異なったであろう。また、介護者は、例えば遠距離介護に示されるように要介護者とは世帯（household）を異にすることが少なくない。要介護者と同居ではなく別居の介護者の相対的な多さは、その一例である。表現は、事柄の実態を正確に示さなければなるまい。

さて、経済協力開発機構が、介護者の支援を介護者手当などの経済的な補償に止めることなく、多様な政策手段を以って構想するに当たっては、経済的な補償の意義と限界に関する独自の本格的な検討を踏まえる。『認知症高齢者のための介護手当と女性介護者への影響』（2000年）と題する報告書が、それである。この報告書は、要介護者もしくは介護者に給付される手当や所得税控除の制度を仔細に検討する。これらの補償が一定の効果を持つとの評価を加えた上で、尚、介護責任に伴う多様なニーズに対応するわけでないことから、介護者への老齢年金の付与を含む経済的な補償の引き上げに加えて、レスパイトケアや介護休暇を含む多様な支援策が必要であるとの結論が、引き出される<sup>(38)</sup>。経済協力開発機構の見地は、理論的かつ実証的な検討を経ているだけに些かも揺るぎない。しかし、増田氏の編著は、経済協力開発機構の2冊の文献を利用するとはいえ、2000年に刊行された先の報告書を念頭に置くことはない。

増田氏は、そもそも経済協力開発機構の報告書を参考文献として利用するに当たって、邦訳に依拠するばかりで、原書に目を通していない。これは、増田氏が邦訳の文章をほぼそのまま借用していることから窺うことができる。例えば増田氏は、「私的介護」について「その提供者はほとんど女性であり、45歳から65歳の人にヘルパー役を担う人が最も多い」<sup>(39)</sup>と述べる。これは、邦訳の文章、すなわち「私的介護の提供者のほとんどは女性である（Table A.6）。・・・どの国においても、45歳から65歳の人に最もヘルパー役を担う人が多いと思われる」<sup>(40)</sup>との表現に余りに似ている。借用は、「私的介護」や「ヘルパー役」などの幾つかの訳語に止まらない。増田氏の文章は、見られるように邦訳のそれに余りに酷似する。僅かな違いが認められるとすれば、邦訳の「提供者はほとんど」が、増田氏によって「提供者のほとんどは」に変更され、あるいは、「最もヘルパー役を担う人が多い」との邦訳が「ヘルパー役を担う人が最も多い」に修正されるに過ぎない。違いは、「ほとんど」と「最も」の文章上の位置の僅かな変更に止まる。違いは、かくして文字通りの意味において僅かであり、皆無に近いとの評価こそ実態を正確に表わすようにも思われる。邦訳の表現を借りて言うならば、邦訳の表現と増田氏の文章との違いは「ほとんど」認められない。

しかも、原書に目を通していないことは、邦訳に採用された「私的ヘルパー」や「ヘルパー手当」あるいは「ヘルパー休止支援制度」などの訳語が、いささかの疑念も挟まれることなくそのまま引用される<sup>(41)</sup>ことから、伺い知ることができる。僅か18頁の序章には、邦訳に採用された明らかな誤訳がざっと数えるだけでも5頁13カ所に亘ってそのまま借用されている。

「私的ヘルパー」などの訳語は、順にinformal care givers, unpaid informal care-givers, carer allowance, respite-care services to provide carers with a breakの表現に与えられる<sup>(42)</sup>。これらの

英語表現は、正しくは順に無償の介護者あるいは介護者、無償の介護者あるいは介護者、介護者手当、介護者の休息や休暇のためのレスパイトケア・サービスと訳出されてしかるべきである。このうち最後のレスパイトケア・サービスとは、『高齢者のためのロングタームケア』に関する経済協力開発機構広報局著作権・翻訳部の日本語要約版が、医学博士の学位を持つ方による邦訳とは異なって正確な訳語を充てるように「介護者への休息提供を目的とするサービス」<sup>(43)</sup>である。広報局著作権・翻訳部が、どのような職員構成を取るのか寡聞にして知らないものの、医学博士による邦訳とは一線を画す正しい訳であることは、確かである。

また、邦訳に採用された「私的ヘルパー」や「ヘルパー手当」などの訳語は、驚くことに「低所得の介護者を対象にしたヘルパー手当」<sup>(44)</sup>などのように、介護者の表現を用いたと同じ文章の中で相前後して用いられる。ヘルパー手当は、英語文献の文章に即して考えるならばヘルパーを対象にする制度ではなく介護者に支払われる手当に他ならない。何故に介護者手当ではなくヘルパー手当の訳語を選択するのか、理由は何とも不明である。

名は体を表わすという格言がある。ヘルパーとは区別して邦訳された用語としての私的ヘルパーとは、一体誰であるのか。両者の実態はどのように異なるのか。同じように、ヘルパーにではなく介護者に給付されるヘルパー手当とは、いかなる給付であるのか、介護者に給付されるにも拘らずなぜヘルパー手当と名付けられるのか、あるいは、邦訳の一部に含まれる介護者手当もしくは介護者給付金とどのように異なるかについて、訳者としての説明が些かも施されるわけでもない。同一の英単語に対してはもとより同じ内容を示す単語にも異なる訳語が与えられるだけに、邦訳を手にする読者は、正直なところ戸惑いを覚えるに違いない。

何とも危うい訳語も数が少なければ、あるいは許されるのかもしれない。間違いは、誰にもあることである。しかし、明らかな誤訳は、残念なことに上に紹介の表現に止まらない。参考までに表に取りまとめ筆者による訳語と対比してみた(表2)。いかがであろうか。誤訳には、表に示すようにアンペイド、unpaidを公的給付非対象もしくは非給付と訳す事例も含まれる。アンペイドは、ペイド、paidと対比しながら人文科学や社会科学の分野で1970年代初頭以降に新たに使用され始め、その後、日本においても広く使用され一般に無償と訳される。『英和辞典』でも無報酬などの訳語が、充てられる。にもかかわらず、この訳語を頭に付けて登場する表現、すなわち公的給付非対象の私的ヘルパー、あるいは非給付の私的ヘルパーとは、一体何を意味するのであろうか。この訳語が、私的ヘルパーへの支払いやヘルパー手当などと併せて示されることと相俟って、邦訳のいい加減さを感じ取らざるを得ない。また、表中の末尾に示すように「一般税による介護の国民皆保険」との訳語には、我が目を疑い絶句さえもする。国民皆保険とは、広く言えば日本の社会保障制度の基本に関わる事項であり、直接には社会保険制度に属する事柄である。にも関わらず、その財源は租税であるとの表現が充てられる。このような言葉を目の前にするのは、四半世紀を優に超える期間に

亘って大学生のレポートや卒業論文の審査に当たってきた筆者にとってさえ、全く初めての体験である。訳者は、社会保険の基本的な特徴さえも理解していないようである。果たして経済協力開発機構の文献を邦訳して日本の読者に紹介する基本的な資質を備えている、と評することができるのであろうか。

しかも、「国民皆保険」の訳は、以下の文章に登場する。すなわち「調査した大半の国では、主な介護の公的財源は税である。例えば、ノルウェーやスウェーデンの両国は、一般税による介護の国民皆保険を実施している。しかし、…少数の国々（ドイツ、日本、オランダ、及びルクセンブルグ）では、国民すべてを対象とし、特別に介護も保障する社会保険制度が確立している」<sup>(45)</sup>。北欧諸国の制度は、見られるように文章の表現形式に即して言えば接続詞「しかし」を挟んで、ドイツなどの4カ国の制度と対比しながら特徴づけられる。また、表現の内容に即して言えば、「一般税」の北欧諸国、「社会保険制度」のドイツなど4カ国として、これも両者を対比して紹介される。にもかかわらず前者を特徴づける制度に関わって「一般税による国民皆保険」との訳を充てることから、混乱が生じる。「普遍的保障」とするべきところを「皆保険」と訳出することから、一切の混乱は生まれる。「一般税による国民皆保険」を「一般税による国民皆保障」もしくは前出の表に示すように「一般税による介護サービスの普遍的保障」と訳出するならば、混乱は直ちに氷解する。

邦訳には、表に示すように家族介護人や家族介護者の表現も認められる。家族介護者との訳は、増田氏への批判の箇所ですでに述べたように欧米における短くはない介護者研究の成果に抵触する。

あるいは、これも表に示すように同一の英語表現に3つから5つの異なる日本語訳が充てられる。これも数ある邦訳書の中でも実に稀な手法である。一人の訳者による場合はもとより、複数の研究者の手になる邦訳書にあってさえ目にしない。訳語は、通常ならば周到な検討を経た上で一つに統一されるからである。これが、読者に対する訳者の基本的な作法に違いない。

誤訳は216カ所に及び、頁数にして60頁に認められる。同じ頁に14-16カ所の誤訳が確認される頁も、さして珍しくない。誤訳の示される頁は、邦訳の総頁数（140頁）のごく一部に止まるわけではなく、相当な比率を占める（42.9%）。

訳者に一切の基準がないわけではない。例えばインフォーマルの英語表現には、前出の表に示すように私的もしくは私費の訳語が充てられる。同じくケアラーやケアギヴァーの英語もしくは米語表現には、ほぼ間違いなくヘルパーの日本語訳が充てられる。これらの3つの表現に与えられる訳語に関する限り全くもしくは殆んど揺るぎなく同じ日本語訳が充てられる。邦訳には、一応の基準が認められるのである。しかし、これらの基準は、既に指摘をするように余りに主観的であり明らかな間違いである。

二桁にのぼる国々を対象に丹念な調査を踏まえて実に丁寧な分析を加えた研究者たちに、何とも失礼な邦訳ではあるまいか。このような訳書は、公刊されて広く利用に供されるに値するのであ

うか。同時に、欧米の社会保障に通じたはずの研究者の見識も問われる。邦訳をそもそも手にしてはならないと言うのではない。既に紹介したごとき明らかな誤訳、しかも、各国の社会保障制度の基本的な特徴について重大な誤解さえも招きかねない誤訳を前にして、邦訳の危うさを直感的に感じ取らないのであろうか。社会保障論を大学の専門科目の一つとして担当し、社会保障分野の研究者として自らを世に紹介しているではあるまいか。専門外の訳書ならまだしも、自ら選び取り長らく携わる生業としての介護保障に関する邦訳書である。研究を生業とする者の鑑識眼を支えに邦訳の危うさを感じ取り原書に簡単にでも目を通して確かめるならば、容易に避けることの可能な事柄ではないかと推察する。いかがであらうか。研究者としての至って基本的な鑑識眼が問われよう。

邦訳書は、前出の表に示すようにヘルパーの訳語を多用する。日本語のヘルパーに相当する用語は、確かに英語を母国語とする国々に存在する。『和英辞典』や『英和辞典』にも記載される通り helper あるいは home help である。イギリス英語について言えば、ドイツの1893年に続く翌1894年に登場するホームヘルプ・サービス以来、実に長い歴史を刻み続けてきた用語である。しかし、これは、一見して明らかであるようにイギリス英語のケアラーズやアメリカ英語のケアギヴァーズ、すなわち carers や care-givers とは異なる表現である。『英和辞典』に目を通すがよい。ヘルパーに相当する英語は、『英和辞典』に早くから掲載されるのに対して、ケアラーやケアギヴァーに当たる英語の形成時期の遅いことから、これら2つの用語の掲載は90年代に入ってからである。ヘルパーとケアラーもしくはケアギヴァーには、『英和辞典』に目を通すと理解されるように全く別の訳語が充てられて明確に区別される。ケアラーやケアギヴァーにヘルパーとの訳語が充てられることなど、数ある『英和辞典』のどれを手にしても確認されない(表3)。また、ヘルパーが、そうした職業上の地位にあるからと言う理由から受け取る公的な手当など存在しない。ヘルパーが事業所から受け取る賃金の一部としての諸手当は、他の賃金生活者のそれと同じように含まれるものの、これは、英語圏においてヘルパー手当とは言わないし、そもそも社会保障制度の一つとしての公的な制度でもない。公的な手当として制度化されたのは、介護者、すなわち、医学博士による信じ難い程の誤訳を念頭に置いて敢えて言えば、無償の介護者を対象にする手当である。

ケアラー・アローワンスは、経済協力開発機構の報告書の中でオーストラリアの制度の一つとして紹介される。そこで、ケアラー・アローワンスがいかなる制度であるのか、オーストラリア政府の説明に目を通してみたい。この手当は、重度の障がいなどを持つことから相応の見守りなどを要する16歳以上の要介護者の日常生活上の世話を無償で行う人に給付される。手当の説明にヘルパーなどとの英語表現は、言うまでもないことながら登場しない。欧米諸国は、日本における行政機関の対応とは明らかに異なって社会保障の諸制度について各種のパンフレットはもとよりホームページ上においても分かりやすく紹介し、国民による権利の行使を促している。オーストラリア政府も同様である。ケアラー・アローワンスについて、オーストラリア政府のホームページから至極簡単

に知ることができる<sup>(46)</sup>。しかし、訳者は、国際機関の信頼に足る調査結果の邦訳に当たって、このような手続きを踏まなかったようである。

諸外国の政府や介護者支援団体のホームページに目を通すまでもない。日本の大学はもとより各地の図書館に広く収蔵されている日本語の文献を手にとって頁を開くだけでよい。すなわち、「ヘルパー手当」などと誤訳された各国の社会保障の諸制度については、塩野谷祐一編著『先進諸国の社会保障』（東京大学出版会、1999年、全7巻）や仲村優一・一番ヶ瀬康子編集代表『世界の社会福祉』（旬報社、1999年、全12巻）及び仲村優一他編『世界の社会福祉年鑑』（第1－9集、旬報社、2001－09年）に正確に翻訳され分かり易く紹介されている。

欧米諸国の社会福祉に関しては、小田兼三氏による早くからの翻訳の作業もある。介護者に言及する邦訳書としては、マーガレット・デクスター他著 岡田藤太郎監訳『ホームヘルプ・サービス』（相川書房、1987年）を忘れるわけにいかないとはいえ、それも僅か2カ所に止まり、介護者や介護者に対する支援に頻繁に言及する外国文献の翻訳としては、小田氏による翻訳が日本で最も早くになされた作業である。そこで、小田氏による3冊の邦訳書に目を通して関係する用語の翻訳について確かめてみよう（表4）。小田氏による訳語は、表に示すように全て適切であると評するわけにはいかない。しかし、ケアラーをヘルパーなどと訳出する事例は一切なく、全て介護者と訳出される。しかも、正確な訳語は、84年の邦訳書『ソーシャル・ワーカー＝役割と任務』に既に確かめることができる。89年に刊行の訳書『コミュニティ・ケア：行動のための指針－グリフィス報告－』と2年後の91年に公刊の訳書『英国コミュニティ・ケア白書－コミュニティ・ケア改革と日本保健医療福祉への示唆－』になると、さらに増加する。

小田氏の84年の訳書から7年後に刊行のD.チャリス／B.デイヴィス著 窪田暁子／谷口政隆／田端光美訳『地域ケアにおけるケースマネジメント』（1986年、邦訳、1991年）も、正確な訳語を充てる（表5）。表中の家族介護者との訳は、要介護者の日常生活上の援助を家族と同じように担う隣人や友人と区別するために用いられる。同じく身近な介護者の訳語は、要介護者の友人や隣人から構成され、要介護者の家族と同一の文章に相前後して登場することから両者の区別を目的に使用される。著書の内容からヘルパーの英語表現も、介護者のそれと同様に110頁以上に及ぶおよそ470カ所と頻繁に登場するものの、両者は明確に区別されながら邦訳される。イギリスの介護者に関する日本国内の研究は、1980年代後半はもとより90年代初頭にも全く存在せず、90年代中葉まで待たなければならなかっただけに、邦訳には並々ならぬ苦勞を伴ったのではないかと推察される。訳者たちは、こうした事情も考慮に入れたからであろうか、翻訳の作業に当たって著者たちの勤務するケント大学に直接出向き、著者たちとのやり取りを経ている。数ある邦訳の世界で稀にみる手順を踏んだことになる。実に丹念な短くはない検討を重ねていることとあわせ、信頼に値する翻訳である。D.チャリス等の著書が『グリフィス報告』の基調をなすことを考えるならば、著書に相応

しい扱いでもある。

欧米の社会福祉研究と言う以上、アメリカを対象にする作業も視野に収めなければなるまい。介護者に関する英語表現はもとより米語表現も、経済協力開発機構の報告書に登場するという事情もある。T.ソマーズ L.シールズ編著 大塩まゆみ訳『女はどこまで看るのか－アメリカの在宅老人ケア』（勁草書房、1990年）は、実に正確な訳語を充てる（表6）。小田氏や窪田氏等の作業とはほぼ同じ時期の成果である。関係する用語は、邦訳書の半分を超す136頁に300カ所以上を数える。ケアギヴァーの米語表現をヘルパーなどと訳出する例はもとより、同じくレスパイトを介護休暇と訳出して介護休暇制度との混同を招くようなこともない。

誤訳はもとよりそれへの悪しき相乗りを避けるために、これらの信頼に値する先行研究の成果をなぜ視野に収めなかったのであろうか。外国研究の忘れるわけにいかない実に貴重な財産ではないであろうか。何とも不思議なことである。先行の著書はもとより邦訳書が各地の図書館に広く収蔵されていることは、言うまでもない。博士の学位を取得した者の見識が問われると指摘すれば、言い過ぎであろうか。

浅野氏による重大な誤訳に類似の先例がないわけではない。日本社会事業大学『高齢者介護に関する日独シンポジウム－日本とドイツ連邦共和国との高齢者介護等国際共同研究－』（1999年）が、それである。この報告書は、表題から何うことができるように99年2月に開かれたシンポジウムの5つの報告を和文と英文で掲載したものである。ドイツの介護保険に関する紹介と検討に関する限り、類書にはない独自の意義を持ち、学び取る内容も少なくない。両国の研究者による立ち入った検討の賜物であろう。しかし、ケアラーやケアギヴァーの訳語については、見過ごすことのできない問題を含む（表7）。介護提供者との訳は、浅野氏のそれと同じであり、同一の英語表現に複数の訳語を充てる例も、浅野氏に類似の手法である。浅野氏が、日本社会事業大学の報告書を参考にした形跡はないように考えられるが、そもそも同じ過ちを踏襲することもあるまい。

表2 経済協力開発機構の報告書の邦訳における誤訳等一覧<sup>(1),(2)</sup>

報告書の英語表現	浅野信久氏による訳語	三富紀敬の訳語
Carers	ヘルパー 高齢者を介護するヘルパー	介護者
care-givers	<u>介護者</u> ヘルパー	介護者
informal carers	私的ヘルパー介護者 私的介護のヘルパー 私的ヘルパー 私的介護の提供者 ヘルパー	介護者

informal (unpaid) carers	私費ヘルパー 私的なヘルパー（公的給付非対象） 私的ヘルパー（非給付）	（無償の）介護者
family carers	ヘルパー 家族介護人 家族介護者	介護者
main caregivers	<u>主な介護者</u>	主な介護者
unpaid informal care-givers	私的ヘルパー	介護者
informal care givers	私的ヘルパー 私的介護提供者	介護者
informal care-givers	私的ヘルパー	介護者
informal care-giving	私的ヘルパー	無償の介護
informal caregivers	私的ヘルパー 私的介護のヘルパー 私的介護の <u>介護者</u>	介護者
the person giving care	ヘルパー	介護者
family caregivers	家族ヘルパー	介護者
care givers	ヘルパー	介護者
a person giving care	一人のヘルパー	一人の介護者
potential carers	潜在的なヘルパー	潜在的な介護者
the Canadian Caregiver Coalition	<u>カナダ介護者連盟</u>	カナダ介護者連盟
additional carer	補助的ヘルパー	補助的な介護者
a sufficient supply of care givers	ヘルパーの十分な供給	介護者の十分な供給
the needs of carers	ヘルパーのニーズ	介護者のニーズ
respite care	介護休暇 レスパイトケア（介護休暇） レスパイト・ケア（介護休暇） <u>レスパイトケア</u>	レスパイトケア
respite-care services to provide carers with a break	ヘルパー休止支援制度	介護者の休暇のための レスパイトケア・サービス
services to support carers	ヘルパー支援制度	介護者支援のサービス
support for informal carers	公的なヘルパーの支援	介護者への支援
support for carers	ヘルパーの支援	介護者への支援
Attendance Allowance	ヘルパー手当 ヘルパー手当制度 付添人手当て 介護手当	付添手当
Carer Allowance	ヘルパー手当 <u>介護者給付金</u> <u>介護者手当</u>	介護者手当
Carer Payment	ヘルパー給付	介護者給付

Carer's Benefit	ヘルパー手当 ヘルパーへの報酬 ヘルパー給付制度 ヘルパー給付	介護者手当
payments to informal care-givers	私的ヘルパーへの支払い	介護者への支払い
cash support for carers		
care-giver's wage	<u>介護者への現金支給</u>	介護者への現金支給
The Caregiver Tax Credit	ヘルパー給与	介護者への賃金
a personal care assistant	<u>介護者税額控除</u>	介護者税額控除
care assistants	私的ヘルパー ヘルパー	介護助手 介護助手
employment of care assistants	介護補助者 ヘルパーの雇用	介護助手の雇い入れ
employing their own carers	ヘルパー雇用	
universal coverage of long-term	私的ヘルパーの雇用	介護者の雇い入れ
care services funded from	一般税による介護の国民皆保険	一般税による介護サービスの普遍的保障
general taxation		

(資料) Manfred Huber and als, Long-term care for older people, OECD, 2005,p.5, p.7, p.11, p.12,p.15,p.16,p.17,p.21, p.33,p.34,p.35,p.40,p.43,p.44,pp.45-46,p.49,p.50,p.52,p.53,p.54,p.55, p.56, p.57,p.58, p.59, p.60,p.61, p.62, p.74, p.81, p.83, p.96, p.102, p.108, p.109, p.110, p.114, p.117, p.118, p.121, p.126, p.129, p.130, p.133 and p.135.M.ヒューバー他著 浅野信久訳『高齢者介護』新社会システム総合研究所、2006年、5頁、7頁、10頁、11頁、14頁、15頁、16頁、17頁、20頁、35頁、36頁、37頁、43頁、46頁、47頁、48-50頁、53頁、54頁、58頁、59頁、60頁、61頁、62頁、63頁、64頁、65頁、66頁、67頁、68頁、69頁、82頁、83頁、89頁、91頁、109頁、114頁、116頁、117頁、123頁、125-126頁、127頁、131頁、136頁、140頁、141頁、144頁及び147頁より作成。

(注) (1) 浅野氏は、オーストラリアの現金給付の英文表記に当ってCarer Payment, Carer Allowanceと正しく示す一方において、Carer's Payment, Carer's Allowance あるいはcare paymentとも表記する。浅野信久訳、前掲、59頁、65頁、123頁。原書では前者で統一されており、後者は記載されていない。オーストラリア政府の刊行物などを見ても前者であり、後者の制度は存在しない。明らかに誤った表記である。

尚、表中の下線で示すように9ヵ所について正しい訳語もある。と言うよりも同一の英語表現について誤訳と正しい訳とが混在する箇所は9あると評するほうが、正確であろう。また、経済協力開発機構広報局版権・翻訳部『Long-term care for older people, summary in Japanese 長期高齢者介護日本語要約版』経済協力開発機構、2005年は、carers, caregivers,care-giversなどについて介護者と正しく訳している。同上、3頁。但し、informalを非正規と訳すなど問題も残る。同上、2頁、3頁。

(2) 表中浅野氏の訳語のうち下線を引いた箇所は、正しい訳語であることを示す。

表3 ケアラー等の英語表現に関する『英和辞典』各版の訳語一覧<sup>(1)</sup>

	Carer, Care-giver	Home help	Helper
『ウエブマスター・エッセンシャル英和辞典』 (1965年)			助けてくれる人
『新英和中辞典』第2版(1968年)			助ける人
『ランダムハウス英和大辞典』(1973年)			助ける人
『新英和中辞典』第4版(1977年)		(ホーム) ヘルパー	助ける人



『新英和辞典』第5版(1980年)		ホームヘルパー	助ける人
『新英和中辞典』第5版(1985年)		ホームヘルパー	助手
『スコットフォーズマン英和辞典』(1992年)		家政婦	ヘルパー
『リーダーズ・プラス』(1994年)	介護者		ヘルパー
『ランダムハウス英和大辞典』第2版(1994年)	治療奉仕者	ホームヘルパー	手つだう人
『新グローバル英和辞典』第2版(2001年)	介護者	ホームヘルパー	手助けする人
『ジーニアス英和大辞典』(2001年)	介護者	ホームヘルパー	助ける人
『ジーニアス英和辞典』第3版(2001年)	介護者		ヘルパー
『新英和中辞典』第7版(2003年)	介護者	手伝い人	ホームヘルパー
『リーダーズ英和辞典』第2版(2006年)	介護者	ホームヘルパー	ヘルパー
『ライトハウス英和辞典』第5版(2007年)	介護者	ホームヘルパー	助ける人
『エクシード英和・和英辞典』第2版(2008年)	介護人	ホームヘルプ	ヘルパー

(資料) Yoshio Ogawa and als, Webster's essential English dictionary, Encyclopedia Britannica(Japan),Inc, 1965, p.417, 岩崎民平他監修『新英和辞典』第2版、研究社、1968年、698頁、小学館編集委員会『ランダムハウス英和大辞典』小学館、1973年、1186頁、岩崎民平他監修『新英和中辞典』第4版、研究社、1977年、722頁、739頁、小稲義男他編『新英和辞典』研究社、1980年、981頁、1008頁、小稲義男他編『新英和中辞典』第5版、研究社、1985年、793頁、811頁、亀井俊介『スコットフォーズマン英和辞典』角川書店、1992年、764頁、784頁、松田徳一郎『リーダーズ・プラス』研究社、1994年、445-446頁、1216頁、小学館編集委員会『ランダムハウス英和大辞典』第2版、小学館、1994年、419頁、1247頁、1282頁、木原研三監修『新グローバル英和辞典』第2版、三省堂、2001年、286頁、902頁、925頁、『ジーニアス英和大辞典』大修館書店、2001年、大西友七編集主幹『ジーニアス英和辞典』第3版、大修館書店、2001年、277-278頁、880頁、三省堂編修所編『グランドコンサイズ英和辞典』三省堂、2001年、1168頁、竹林滋他編『新英和中辞典』第7版、研究社、2003年、266-267頁、849頁、871頁、『リーダーズ英和辞典』第2版、研究社、2006年、竹林滋他編『ライトハウス英和辞典』第5版、研究社、2007年、201頁、649頁、666頁、三省堂編修所『エクシード英和・和英辞典』第2版、三省堂、2008年、135頁、406頁、417頁より作成。尚、頁数を示していない箇所があるが、電子辞典を利用したことによる。

(注) (1) 空欄は、関係する英語表現が掲載されていないことを示す。下線を引いた箇所は、正しい訳語であることを示す。

表4 グリフィス報告などの邦訳書の訳語等一覧 (1)、(2)

報告書の英語表現	小田兼三氏による訳語	三富紀敬の訳語
バークレー委員会報告(1982年、邦訳84年)		
caregiver	介護提供者	介護者
carer	介護者	介護者
informal care	非公式的ケア	無償の介護
informal carer	非公式的介護者	無償の介護者
グリフィス報告(1988年、邦訳89年)		
individual carer	個人的介護者	個々の介護者
informal carers	非公式的介護者	無償の介護者
informal carer	非公式的介護者	無償の介護者
carers	介護者	介護者
informal care	非公式的介護	無償の介護

private carers voluntary carers	私的介護者 民間介護者	家族以外の介護者 <sup>(2)</sup> 家族以外の介護者
保健・社会保障大臣の議会報告（1989年、 邦訳91年）		
carers	介護者	介護者
carer	介護者	介護者
respite-care	レスピット・ケア	レスパイト・ケア
study of informal carers	インフォーマル介護者調査	介護者調査
private carers	インフォーマルな介護者	無償の介護者 <sup>(2)</sup>

(資料) 小田兼三訳『ソーシャル・ワーカー＝役割と任務－英国パークレイ委員会報告－』全国社会福祉協議会、1984年、xvii頁、103頁、106頁、107頁、116頁、128頁、266頁、268頁、269頁、286頁、288頁、290頁、299頁、300頁、305頁、369頁、371頁、374頁、Sir Roy Griffiths, Community care: agenda for action, a report to the Secretary of state for social services, HMSO, 1988, p.iv, p.vi, p.1, p.2, p.3, p.5, p.7, p.14, p.15, p.16, p.17, p.18, p.19 and p.25. 小田兼三訳『コミュニティ・ケア:行動のための指針 グリフィス報告』海声社、1989年、4頁、9頁、20頁、23頁、26頁、29頁、31頁、36頁、51-52頁、53頁、56頁、60頁、61頁、64頁、80頁、81頁。The Secretaries of state for health, social security, Wales and Scotland, Caring for people, community care in the next decade and beyond, HMSO, 1989, p.4, p.5, p.9, p.10, p.12, p.19, p.21, p.25, p.27, p.42, p.43, p.62, p.63 and p.73. 小田兼三監訳『英国コミュニティ・ケア白書』中央法規、1991年、4頁、5頁、10頁、11頁、15頁、23頁、24頁、27頁、34頁、39頁、57頁、58頁、84頁、87頁、102頁 Peter M. Barclay, Social workers: their role & tasks, the report of a working party set up in October 1980, at the request of the Secretary of State for Social Services, Bedford Square Press, 1982, p.xv, p.73, pp.75-77, p.83, p.93, pp.200-202, p.214, p.217, pp.224-225 and p.228より作成。

(注) (1) 表中小田氏の訳語のうち下線を引いた箇所は、正しい訳語であることを示す。

(2) 議会報告にあるprivate carersは、グリフィス報告の同じ段落に用いられるprivate carersと voluntary carersの双方を指す。このために議会報告では無償の介護者、グリフィス報告では家族以外の介護者と訳出している。

屋上屋を重ねるようであるが、ヘルパー休止支援制度と表現するならば、ケアワーカーの一員としてのヘルパーの一時帰休とこれを補償するための制度を連想するに違いない。しかし、ヘルパーには、そもそも一時帰休など存在しない。ヘルパーの労働時間は、在宅サービスの需要に応じて定められるからである。仮にヘルパーの一時帰休があったとしても、これに関わる補償制度は、いったい存在するのであろうか。筆者は、欧米諸国のそうした制度を寡聞にして知らない。ヘルパーの最低労働時間に関する保障規定を持つ国は、至極限られるとはいえ労働協約を通して確かに存在する。しかし、これは、ヘルパー休止支援制度とは言わない。

表5 D. チャリス他の著書の邦訳書における訳語等一覧 (1)、(2)

D.チャリス他の著書の英語表現	窪田暁子氏他による訳語	三富紀敬の訳語
carers, carer	介護者 ケアしている人たち	介護者
care-givers	介護者	介護者

family carers informal carers	<u>家族介護者</u> <u>介護者</u> <u>身近な介護者</u> インフォーマルな介護者 身近な介助者	家族介護者 介護者 身近な介護者
home carers	在宅介護者	在宅介護労働者
Helper	<u>ヘルパー</u>	ヘルパー

- (資料) David Challis and Bleddyn Davies, Case management in community care, an Evaluated experiment in the home care of the elderly, Gower, 1986, p.vi, p.viii, p.x, p.xi, p.5, p.14, p.17, p.19, p.20, p.21, p.23, p.24, p.26, p.36, p.37, p.38, p.44, p.45, p.59, p.51, p.53, p.64, p.110, p.117, p.140, p.164, p.179, p.183 and etc. D.チャリス/B.デヴィス著 窪田暁子 谷口政隆 田端光美訳『地域ケアにおけるケースマネジメント』光生館、1991年、i頁 ii頁、iii頁、v頁、19頁、25頁、31頁、34頁、36頁、37頁、38頁、41頁、43頁、45頁、55頁、56頁、57頁、66頁、67頁、74頁、75頁、78頁、84頁、87頁、93頁、94頁、96頁、97頁、104頁、109頁、125頁、145頁、146頁、151頁、160頁、161頁、188頁、217頁、218頁、236頁、242頁、260頁、276頁、287頁、327頁、328頁他より作成。
- (注) (1) 表中「ケアしている人たち」と「身近な介助者」の訳語はいずれも1カ所の限りであり、他の200カ所近くは全て介護者の訳語が充てられる。「在宅介護者」の訳語も1カ所である。「インフォーマルな介護者」の訳語は、全部で3カ所に止まる。home carers の表現は、domiciliary care assistanceと相前後して用いられることから、無償の介護者を意味しない。両者のうち後者は、在宅ケア補助員と正確な訳語が充てられる。前者は、後者と同じように労働者であると判断されることから、これに相応しい訳語を充てるべきである。
- (2) 表中窪田氏他の訳語のうち下線を引いた箇所は、正しい訳語であることを示す。

表6 T.ソマーズ他の著書の邦訳書における訳語等一覧<sup>(1)</sup>

T.ソマーズ他の著書の英語表現	大塩まゆみ氏による訳語	三富紀敬の訳語
caregiver	<u>介護者</u>	介護者
caregivers	<u>介護者</u> <u>介護者たち</u>	介護者
family caregivers	<u>家族の介護者</u>	家族介護者
non-paid caregiver	<u>無償の介護者</u>	無償の介護者
respite	<u>休息ケア</u>	レスパイトケア
respite care	<u>休息ケア</u>	レスパイトケア
respite care service	<u>休息サービス</u>	レスパイトケア
respite services	<u>休息サービス</u> <u>休息ケア</u>	レスパイトケア
attendant	<u>ヘルパー</u>	ヘルパー
paid attendant	有料ヘルパー	ヘルパー

- (資料) Tish Sommers and Laurie Shields, Women take care, the consequences of Caregiving in today's society, Triad Publishing Company, 1987, p.7, p.9, p.14, p.15, p.18, p.51, p.57, p.58, p.72, p.104, p.130, p.136, p.153, p.154, p.155, p.156, p.159, p.160, p.186, p.174 p.224 and etc. T.ソマーズ L.シールズ編著 大塩まゆみ訳『女はどこまで見るのかーアメリカの在宅老人ケアー』勁草書房、1990年、1頁、2頁、8頁、9頁、10頁、13頁、58頁、67頁、68頁、87頁、127頁、161頁、169頁、194頁、195頁、196頁、197頁、198頁、202頁、204頁、221頁、224頁、236頁、256頁他より作成。
- (注) (1) 表中大塩氏の訳語のうち下線を引いた箇所は、正しい訳語であることを示す。

表7 日本社会事業大学の報告書における訳語等一覧

報告書の英語表現	日本社会事業大学による訳語	三富紀敬の訳語
care giver	ケア提供者	介護者
care givers	素人のケア提供者	介護者
informal care givers	非公式の介護提供者 素人の介護提供者	介護者
informal caregivers	非公式の介護提供者 素人の介護提供者	介護者
care- person	介護実施者	介護者
caring person	介護人 ケア実施者	介護者
carer	介護実施者	介護者
carers	ケア実施者	介護者
non professional carers	専門家以外のケア実施者 専門家以外の介護実施者 専門家でないケア実施者	介護者
nonprofessional other carers	専門家ではない他の介護者	他の介護者

(資料) 日本社会事業大学『高齢者介護に関する日独シンポジウム－日本とドイツ連邦共和国との高齢者介護等国際共同研究－』日本社会事業大学、1999年、25頁、27頁、29頁、38頁、41頁、43頁、65-67頁、80-82頁、95-96頁、99頁、100-101頁、103-105頁、110頁、112頁、115頁、117頁及び120-122頁より作成。

これらの事情は、諸外国の社会保障や社会福祉を専門にする者であるならば当然の知見として身に付けて然るべき事柄である。にもかかわらず、邦訳を前にして些かの疑念も沸かなかつたのであろうか。いかにも不思議である。ともあれあまりに稚拙な邦訳に胡坐をかくばかりで原書に目を通していないことから、至って初歩的な誤りが生まれるのである。自戒を込めて言えば研究者として当然に身に付けて然るべき手順を遵守することなしに「研究」の「成果」を世に問うたとしても、そこに込められた紹介や主張は、読者の耳に果たして届くのであろうか。虚ろな主張と受け止められるのではないかと考えるが、いかがであらうか。あるいは、研究者に全幅の信頼を寄せることから、そうした「成果」に盛り込まれた内容を事実と受け止める読者が認められるとすれば、何と不幸なことであらう。丹念な調査を拠り所に英文の報告書を作成し世に問うた経済協力開発機構にとっても、甚だ迷惑なことではなかろうか。研究が生業の一つとして社会的に認められることの意味は、いったい何であらうか。社会的な認知を受ける者の責任が、おのずと問われよう。

#### 4. 介護憲章への着目と介護者憲章の見落とし

増田氏の編著が第1章においてイギリスの介護保障を扱うことは、既に述べた。そこでは、「介護サービスの質の管理」に関わって「介護憲章」に言及する。<sup>(47)</sup> この憲章は、第1章の筆者も

紹介するように地方自治体や地方保健局によって「地方介護憲章」としても策定される。労働党の介護政策に関する紹介としては、この限りにおいて正しい事実認識である。しかし、第1章の筆者は、地方介護憲章の内容について正確な理解を加えていない。この憲章は、18歳以上の要介護者と共に介護者を対象にする。政策対象は、前者に止まらない。だからこそ、保健省などの文書は、地方介護憲章が6つの領域を視野に収めるとした上でユーザーズ、users, すなわち要介護者、ケアラーズ、carers, すなわち介護者の双方に対する支援について示す。<sup>(48)</sup> 専ら前者を対象に絞り込むわけではない政策的な見地の一例である。さらに、労働党の政策は、介護憲章の策定に止まるわけではない。これと対をなす政策文書として介護者憲章（carers charter）があり、地方自治体や地方保健局が介護憲章と同じように策定する。より正確に言えば労働党政府の誕生以前に、コミュニティケア政策の展開と歩調を合わせて介護憲章や介護者憲章は策定され、政策展開の拠り所とされてきた。労働党政府はこの経験を継承しながら、なお新しい政策理念をそこに盛り込むのである。介護憲章が、地方自治体などのコミュニティケア計画の拠り所であるのに対して、介護者憲章は、同じく自治体や保健局の介護者支援計画あるいは介護を担う子ども支援計画の政策理念を示し、それらの拠り所をなす文書である。介護憲章と対をなす文書である。してみると、イギリスの介護保障は、これを自治体や保健局の政策文書に即して言えば専ら介護憲章に止まらず介護者憲章をも視野に収めることなしには、十分な理解は覚束ないことになる。

介護憲章の内容に関する不十分な理解を批判する以上、念のために地方介護憲章の実際について簡単にでも紹介しておかなければなるまい。

バーミンガム市（Birmingham City）の文書『より良い介護、より高い基準－バーミンガム市の介護憲章－』（計画期間2006－07年）は、保健省の指針に沿って策定されたものである。この文書は、冒頭で「憲章は誰を対象にするか」と問うた上で「憲章は、コミュニティケア・サービスを必要にする18歳以上の者、あるいは、そうしたサービスを要する人の世話に携わる介護者を対象にする」<sup>(49)</sup>と明記し、精神疾患を抱える人々、知的障がい者、重い疾病を患う高齢者、身体障がい者などと併せて介護を要する人の日常生活上の援助に当る介護者を上げる。また、ロンドン・サザック自治区（LB of Southwark）は、コミュニティケアの地域分析においてバーミンガム市と共にしばしば取り上げられる。そこで、この自治体の文書『サザック自治区のより良い介護、より高い基準』（2007年改定版）を開くならば、文書の冒頭に保健省『よりよい介護、より高い基準－介護憲章－』（1999年）に沿って策定された文書であると明記される。自治区の文書は、続いて長期の疾病や障がいあるいは老齢に伴う生活上の困難を抱える18歳以上の区民と共に、そうした人々の世話に当たる介護者を憲章の対象にする、と述べる<sup>(50)</sup>。先のバーミンガム市の介護憲章と全く同じように、要介護者と介護者の双方を対象にするのである。

しかし、第1章の筆者は、介護者憲章に関する限り完全に見落としているばかりか、介護憲章の

紹介に当たっても、その重要な一部をなす介護者が視野の外に放り出される。この立場は、ひとり第1章の担当者のそれであるばかりではない。編者の増田氏の立場に同じである。イギリスを扱う章の収められた増田氏の編著が、介護者向けの経済的な補償を視野に収めるばかりで、体系的な支援策については見落としていることを今一度思い起こしたい。第1章の筆者も、これに習って介護者手当の受給要件に関する限り詳しい説明を施す。もとより説明には、本来週35時間以上と述べなければならないにもかかわらず、「週16時間以上介護する者」<sup>(51)</sup>と明らかな誤りを含むとはいえ、これを除く限り介護者手当の受給要件について正しい説明を加える。しかし、説明はこの限りであって、介護者支援に関する包括的な紹介は他の諸章と同じように行われぬ。介護者支援の諸手段が理念と併せて介護者憲章に明記されることは、言うまでもない。

第1章における介護者憲章の見落としも、増田氏を編者とする著書の基本的な立場と首尾一貫していると評することができる。イギリスの介護保障あるいは高齢者介護保障の枢要の一部を無視していることから、この立場に同意するわけにいかない。

## おわりに

諸外国の介護保障が、その政策対象を高齢者から広く要介護のニーズを持つ多様な年齢階層の人々に拡大してきた歴史を振り返るだけでも、介護保障と高齢者介護保障とは区別して扱われなければならない。加えて、諸外国の介護保障が、長い間要介護者のニーズに関わって制度化された長い歴史の後に、介護者のニーズを視野に収め実績を積み重ねてきたことも、忘れるわけにいかない歴史の一コマである。

ロングタームケアや認知症介護あるいは障がい者の介護を主題に論ずるに当たっては、今日、専ら要介護者へのサービスや所得補償に止まらず、介護者を直接の対象にする多様な支援策が視野に収められる。これは、既に触れた欧米の研究者はもとより国際機関あるいは国際団体にも広く認められる<sup>(52)</sup>。経済協力開発機構の見地は、こうした意味で他の国際機関のそれと重なり合う。経済協力開発機構に独自の貢献が認められるとすれば、他の国際諸機関よりも早くから、しかも、体系的な調査研究に取り組んできたことである。この国際機関の名誉のために忘れることなく指摘しておきたい。

諸外国の介護保障についての研究を生業にして、その成果を旺盛なまでに世に問われることは、事柄の重要性に照らして大いに歓迎されて然るべきである。他の経験や制度から学び取ることは、分野を問わず広く取り込まれてきたように同じ轍を踏まないためにも有益な作業であるからに他ならない。しかし、外国事情に精通するはずの研究者にあってさえ諸外国の至極初歩的な事情さえ正確に理解しているとは言い難い。しかも、不正確な理解は、諸外国の制度や政策の枝葉末節に関し

てではなく制度の根幹に関わる事柄についてなされている。これは、誠に残念なことである。そうした研究の現状が、日本における介護者支援の形成に負の影響を及ぼしているようにも思う。

介護者への支援を専ら現金給付の是非に絞り込むことについては、筆者を除いても複数の研究者による批判が既に寄せられている<sup>(53)</sup>。国際的な制度化の動きと政策効果を正確に理解し、日本における介護者の窮状に心を砕くからに違いない。にもかかわらず、国際比較研究に当たって現金給付に代表される経済的な補償、しかも、そうした制度を持つ国々の多様な経験ではなく専らドイツ一国の介護手当に関心を絞り込むのであれば、批判を視野に収めた上で僅かなりとも説明を施すべきであろう。そうすることを通して同業者間の議論も実り多いものとなるであろう。これは、巡り巡って介護保障の国際比較研究に積極的な影響をもたらすに違いない。しかし、先の批判が寄せられた後に刊行された増田氏の編著に、そうした説明を見ることはできない。複数の批判をそもそもご存知ないのであるか。あるいは、取り上げるに値しないと判断するからであろうか。そうだとすれば、誠に残念なことである。

非力を省みずに『イギリスの在宅介護者』（ミネルヴァ書房、2000年）に続いて前掲の『イギリスのコミュニティケアと介護者－介護者支援の国際的展開－』を世に問うたのも、日本における研究と政策の現状に忸怩たる思いがあったからである。国際比較研究の然るべき発展のためにも、忌憚のないご批判を賜るならば幸いである。

(注)

- (1) たとえば以下の文献をあげることができる。Frederic Lesemann et Claude Martin, *Les personnes agees, dependance, soins et solidarites familiales, comparaisons internationales*, La Documentation Francaise, 1993, Caroline Glendinning and al, *Paying for care : lessons from Europe*, HMSO, 1993, Hannelore Jani-Le Bris, *Family care of dependent older people in the European Community*, European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions, 1993, Patrick Hennessy, *Caring for frail elderly people, new directions in care*, OECD, 1994, Adalbert Evers and als, *Payments for care, a comparative overview*, Avebury, 1994, Patrick Hennessy, *Caring for frail elderly people, policies in evolution.*, OECD, 1996.
- (2) Tine Rostgaard and Torben Fridberg, *Caring for children and older people – a comparison of European policies and practices*, The Danish National Institute of Social Research, 1998.
- (3) Patrick Hennessy, *Caring for frail elderly people, policies in evolution*, op.cit., pp.1-305, George Giacinto Giarchi, *Caring for older Europeans, comparative studies in 29 countries*, Ashgate Publishing Limited, 1996, pp.1-535, Tine Rostgaard and Torben Fridberg, op.cit., pp.1-597.
- (4) 足立正樹編著、前掲、1 – 2 頁。

- (5) 増田雅暢編著、前掲、iii-v頁、1頁、5-6頁。
- (6) U.S.Department of Health and Human Services, What is long-term care ? [http://www.longtermcare.gov/LTC/Main\\_Site/Understanding\\_Long\\_Term\\_Care/Basi](http://www.longtermcare.gov/LTC/Main_Site/Understanding_Long_Term_Care/Basi).  
保健対人サービス省の連邦議会報告も本文に述べたと同じ理解である。DHHS, The Future supply of long-term-care workforce in relation to the aging baby boom generation, report to Congress, DHHS, 2003, p.v.
- (7) Judith Feder and als, Long-term care financing: policy options for the future, Health Policy Institute, Georgetown University, 2007, p.7 and p.9, Georgetown University, Long-Term Care Financing Project, Who needs long-term care ? fact sheet, Georgetown University, 2003, p.1, Anne Tumlinson and als, Long-term care in America, an introduction, prepared for National Commission for Quality Long-Term Care, Avalere, 2007, p.1.
- (8) Gillian Parker, Long-term care, in Tony Fitzpatrick and als, International encyclopedia of social policy, Routledge, 2006, Volume 2, p.803.  
本文に紹介したと同じ定義は、世界保健機構 (WHO) の報告書にも示される。WHO, Home-based long-term care, report of a WHO study group, WHO, 2000, pp.6-7.
- (9) Department of Health and Department of Environment, Transport, Regions, Better care, higher standards, a charter for long term care, DH and al, 1999, p.1, DH and DETR, Local authority circular, better care higher standards, guidance for 2001/02, DH and al, 2002, p.2.
- (10) Department of Health, Modernising social services, promoting independence, improving protection, raising standards, presented to Parliament by the Secretary of State for Health by command of Her Majesty, TSO, 1998, chapter 2 services for adults.
- (11) Cour des Comptes, Les personnes agees dependants, rapport public particulier, Les editions des Journaux Officiels, 2005, pp.343-344, Institut Canadien d' Information sur la Sante, Pas seulement pour les Canadiens agees: un patient sur cinq en soins de longue duree a moins de 65 ans, ICIS, 2008, p.1, France Weaver et als, Les couts des soins de longue duree d' ici a 2030 en Suisse, Observatoire Suisse de la Sante, 2008, p.18.Commission Europeenne, Soins de longue duree, Sante-UE, [http://ec.europa.eu/health-eu/care\\_for\\_me/long\\_term\\_care/index\\_fr.htm](http://ec.europa.eu/health-eu/care_for_me/long_term_care/index_fr.htm), Ministry of the Interior and Health, Ministry of Social Affairs, Report on health and long-term care in Denmark, Ministry of the Interior and Health, 2005, p.6, Lezovic M and Kovac R, Comparison of long-term care in European developed countries to possible implementation in Slovakia, Bratisl Lek Lsty, 109 (1) , 2008, p.20, Heing Rothgang and als, Long-term care in Germany, The Japanese Journal of Social Security



- Policy, Vol.6, No.1, 2006, p.54, Adelina Comas-Herrera and als, European study of long-term care expenditure, report to the European Commission, Employment and Social Affairs DG, 2003, p.19, Daniel Wikler and als, Ethical choices in long term care: what does justice require ? WHO, 2002, p.viii and p.1, Ministry of Health and Social Affairs, Sweden' s strategy report for social protection and social inclusion, 2008-2010, Ministry of Health and Social Affairs, 2008, p.61, Ministry of Health, Welfare and Sport, long-term care in the Netherlands, the exceptional medical expenses act, Ministry of Health, Welfare and Sport, 2008, p.2, ECORYS-Nederland, The International comparative analysis of long-term care, ECORYS-Nederland, 2004, p.5, The German Federal Ministry of Family Affairs, Senior Citizens, Women, and Youth and the German Federal Ministry of Health, Charter of rights for people in need of long term care and assistance, German Federal Ministry of Family Affairs, Senior Citizens, Women, and Youth and al, 2007, p.4.
- (12) マンフレッド ヒューバー他著 浅野信久訳『高齢者介護』新社会システム総合研究所、2006年、106頁。
- (13) Sir Roy Griffiths, Community care, agenda for action, HMSO, 1998, p.3.
- (14) マーガレット・テクスター他著 岡田藤太郎監訳『ホームヘルプ・サービス』相川書房、1987年、14-20頁。
- (15) Department of Health, Caring for people, community care in the next decade and beyond, presented to Parliament by the Secretaries of State for Health, Social Security, Wales and Scotland by command of Her Majesty, HMSO, 1989, p.3.
- (16) 増田雅暢編著、前掲、34頁。
- (17) Sir Stewart Sutherland, With respect to old age: long term care- rights and responsibilities, a report by the Royal Commission on Long Term Care, presented to Parliament by command of Her Majesty, TSO, 1999, p.iii.
- (18) 足立正樹編著、前掲、90頁。
- (19) 同上、9頁、増田雅暢編著、前掲、14頁。
- (20) Gillian Parker, op.cit., p.804, Gerdt Sundstrom and als, The Shifting balance of long-term care in Sweden, The Gerontological Society of America, Vol.42, No.3,2002, p.350 and p.353, Ministry of Health and Social Affairs, Care of the elderly in Sweden, fact sheet, Government Offices of Sweden, No.18, September 2007, p.4.
- (21) Sir Roy Griffiths, op.cit., p.5.
- (22) Department of Health, Caring for people, op.cit., forward and p.5.

- (23) Sir Stewart Sutherland, With Respect to old age: long term care – rights and responsibilities, community care and informal care, Research Volume 3, TSO, 1999, pp.1-128 and pp.1-98.
- (24) Department of Health, Our health, our care, our say: a new direction for community services, health and social care working together in partnership, DH, 2006, pp.122-124.
- (25) 増田雅暢、前掲、20頁。
- (26) Judith Feder and als, op.cit., p.13.
- (27) Commissariat General du Plan, Dependance et solidarites, mieux aider les personnes agees, rapport de la commission presidee par M.Pierre Schopflin, La Documentation Francaise, 1991, pp.91-92 et pp.153-154.
- (28) Ministre delegue a la Securite Sociale, aux Personnes Agees, aux Personnes Handicapees et a la Famille, La famille, espace de solidarite entre les generations & La societe intergenerationnelle au service de la famille, rapports preparatoires a la conference de la famille 2006, La Documentation Francaise, 2006, pp.86-103.
- (29) Cour des Comptes, Les personnes agees dependants, rapport au president de la Republique suivi des reponses des administrations et des organismes interessees, La Documentation Francaise, 2005, pp.32-34 et pp.343-346.
- (30) Marjorie H.Cantor, Family caregiving, agenda for the future, American Society on Aging, 1994, p.148.
- (31) 足立正樹編著、前掲、8頁、増田雅暢編著、前掲、12-13頁。
- (32) Manfred Huber and als, Long-term care for older people, OECD, 2005, pp.44-45, マンフレッド ヒューバー他著 浅野信久訳、前掲、48-49頁。
- (33) Pierre Moise and al, Dementia care in 9 OECD countries: a comparative analysis, OECD, 2004, pp.51-52.
- (34) 増田雅暢編著、前掲、206頁。
- (35) Jane Jenson and al, Care allowances for the frail elderly and their impact on women caregivers, Labour market and social policy-occasional papers, No.41, OECD, 2000, p.33.
- (36) 増田雅暢『介護保険見直しの争点-政策過程からみえる今後の課題-』勁草書房、2003年、iv頁、169頁。
- (37) T.ソマーズ L.シールズ編著 大塩まゆみ訳『女はどこまで看るのか-アメリカの在宅老人ケア-』勁草書房、1990年、48頁。David E. Biegel and al, Aging and caregiving, theory, research, and policy, Sage, 1990, p.226.
- (38) Jane Jenson and al, op.cit., p.35.

(39) 増田雅暢編著、前掲、4頁

(40) マンフレット・ヒューバー他著 浅野信久訳、前掲、114頁、117頁。

(41) 増田雅暢編著、前掲、12-13頁。

増田氏は、日韓介護保険研究会の開いた国際介護シンポジウム（「世界の高齢者介護システムを考える」2009年4月25日、於上智大学四谷キャンパス）において「世界の高齢者介護システムについて」と題して講演し、欧米とアジアのあわせて10カ国における高齢者介護保障について述べる。氏は、その中でも「私的ヘルパー」などの用語を用いる。しかも、「OCED（経済協力開発機構）による報告で、家族や友人、近隣住民による私的介護・・・への現金給付や私的ヘルパーの雇用・・・」と述べるように、「私的ヘルパー」なる用語をあたかも経済協力開発機構が使用しているかのように紹介する。<http://www.caremanagement.jp/news+article.storyid+4278.htm>.

経済協力開発機構は、広報局版權・翻訳部の「日本語要約」に示されるように「私的ヘルパー」などの表現を一切用いていない。経済協力開発機構の英文の報告書を直接に目にする事なく誤訳に満ち溢れた邦訳書に依拠する姿勢が、ここでも繰り返された結果である。尚、氏は、「公的介護保障プログラムの概要」と題する表を作成して欧米5カ国とアジア5カ国の制度に説明を加えるが、イギリスについては現物給付のみで現金給付はないとしている。しかし、これは事実と異なる。イギリスの現金支払い制度のように現金給付の選択が可能である。また、フランスの居宅介護も現物給付のみであるとしているが、要介護特別手当などに示されるように現金給付もあわせて制度化されている。あるいは、フランスはドイツと同じく公的介護保険であると示されるが、これも事実と異なる。この表は、増田氏の編著で自ら担当した第1章に登場する「主な国の公的介護保障プログラムの概要」と題する表に類似する。しかし、この表では、イギリスに現物給付と現金給付の双方があると表示される。講演の際に提示される事実と編著に示される事実とは、異なる。増田氏の編著は2008年10月に刊行され、講演は翌年の4月に行われたことからすれば、同一の題目の下にまとめられた表中の幾つかの事実は、僅か6ヶ月の間に変更されたことになる。

講演の際に使用した欧米諸国の公的介護保障プログラムの概要と題する表は、上に示すホームページに見ることができるが、『月刊介護保険』2009年6月号、160号、14頁にも掲載されている。但し、「私的ヘルパー」などの表現の使用は、『月刊介護保険』には紹介されていない。

(42) Manfred Huber and als, op.cit., p.45, p.50, p.56 and p.114.

(43) 経済協力開発機構広報局版權・翻訳部『Long-term care for older people, summary in Japanese 長期高齢者介護日本語要約』経済協力開発機構、2005年、2頁。

増田氏は、「私的ヘルパー」や「ヘルパー手当」などの訳語をそのまま借用しながら、同じ

章の別の箇所では「ヘルパーの採用・確保、スタッフの質の向上・・・」を「居宅介護の質に関する政策課題」のひとつとして上げる。「ヘルパー手当」なるものを受け取る主体は、要介護者の家族などから構成される無償の介護者である。他方、「ヘルパーの採用」などと言う場合の「ヘルパー」は、労働契約のもとに採用されるヘルパーに他ならない。「ヘルパー」を後者と同じ意味に用いる例は、第2章と第4章にも少なくない。これでは、読者の混乱を招くだけである。これを避けるためにも、邦訳文献による明らかな誤訳を原書と照らし合わせながら点検しなければならないと考えるが、いかがであろうか。あるいは、いささかも誤訳ではないと確信を持った上での引用であろうか。

- (44) 増田雅暢編著、前掲、13頁。
- (45) マンフレット・ヒューバー他著 浅野信久訳、前掲、21頁。
- (46) Australian Government and Centrelink, Who can get Carer Allowance (caring for an adult 16 years or over)? [http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/payments/qual\\_how\\_caadult.htm](http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/payments/qual_how_caadult.htm).
- (47) 増田雅暢編著、前掲、31-32頁。
- (48) DH and DETR, op.cit., p.1 and p.4.
- (49) Birmingham City Council and NHS Birmingham Health Services, Better care higher standards, Birmingham's long term care charter, 2006/7, Birmingham City Council and NHS Birmingham Health Services, 2007, p.3.
- (50) Southwark Council and NHS Southwark Primary Care Trust, Southwark's better care, higher standards charter 2006/7, revised 24.1.07.V.7, Southwark Council and NHS Southwark Primary care Trust, 2007, p.3.
- (51) 増田雅暢編著、前掲、29頁。
- (52) Caroline Glendinning and Gerhard Igl, Long-term care in Germany and the UK, in Alan Walker and Gerhard Naegele, Social policy in ageing societies, Britain and Germany compared, Palgrave Macmillan, 2009, pp.207-209 and p.223, COFACE Handicap, Charte europeenne de l'aidant familial, 2007, pp.1-3, AGE, Intergenerational solidarity for cohesive and sustainable societies, AGE, 2008, p.18 and p.23, Alzheimer Europe, Paris declaration on the political priorities of the European Alzheimer movement, Alzheimer Europe, 2007, p.1.
- (53) 岩間大和子「家族介護者の政策上の位置づけと公的支援－日英における政策の展開および国際比較の視点－」『レファレンス』53：1、2003年、6頁、津止正敏 齊藤真緒『男性介護者白書－家族介護者支援への提言－』かもがわ出版、2007年、175頁。